

【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	総務課民間事業支援調整室 室長 門元 政治
	都市局		総務課国際室 室長 石田 康典
まちづくり推進課 課長 光安 達也			
市街地整備課 課長 菊池 雅彦			
	公園緑地・景観課 課長 五十嵐 康之		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 石崎 憲寛

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。）</li> </ul> <p>浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授 井出多加子 成蹊大学経済学部教授 黒田克司 公認会計士 中井検裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授 長沢美智子 弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。</li> </ul> <p>①事前ヒアリング（令和3年6月1日（火）～6月4日（金）） 各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <p>②有識者会合（令和3年6月30日（水）） WEB会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。</li> </ul> <p>(2) 理事長ヒアリング（令和3年6月30日（水））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記有識者会合の場において、機構理事長中島正弘氏より、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。</li> </ul> <p>(3) 監事意見聴取（令和3年5月28日（金））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構監事より、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。</li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
該当なし

【総合評定】

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		B	B			
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評定が「B」評定であること、及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。</p> <p><b>【項目別評定の算術平均】</b></p> <p>(A4点×4項目×2+A4点×1項目+B3点×2項目×2+B3点×6項目)÷(7項目+6項目×2)=3.47・・・</p> <p>⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い6項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評定のとおり、機構の業務運営については、評価項目全13項目のうち5項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、8項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる。</p> <p>特に、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>結論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害からの復旧復興支援は、機構のノウハウや人材が活かせる分野であり、組織体制も支援体制も強化し、関係者から高い支持を得ている。</li> <li>・都市開発の海外展開支援は、コロナ禍で渡航制限がある中で定量目標を達成した。</li> <li>・多様な世代が安心して住み続けられる環境整備は、多種多様な主体との関係を構築し、目標を上回る成果を出している。過年度の有識者からの指摘を踏まえ、アウトカム効果を把握し、居住者の満足度が高いことから一定の効果を確認した。メディアにも取り上げられることも多く、自治体や居住者からの評価も高いと感じている。</li> <li>・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進は、これまでは高齢者施設の誘致が多かった中で、子育て施設を5件誘致する等地域課題に対応する機能を導入できている。</li> <li>・東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、機構のノウハウを発揮して、マスコミ、地公体、地元から高い評価を得ている。地域課題を解決するために現場に入り、ソフト支援を行っていることで信頼を得ている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・財務体質の強化は、コロナ禍にも関わらず、各事業部門の営業努力によりキャッシュフローを確実に確保し、昨年度よりも多くの削減実績となった。ソーシャル・ファイナンスの第三者評価を得て、金利上昇リスクの低減にも貢献している。</li></ul>
その他特記事項	<p>外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多岐にわたり、非常に立派な成果をあげている。</li><li>・全体的に頑張っており取り組んでいる。</li><li>・国交省側と機構側でS評価の受け止め方が異なるのではないかとと思われるので、国交省から機構にS評価の重みについて伝えてほしい。</li></ul>

【項目別評価総括表様式】

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		
<b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	B	A	-	-	-	I-1	-
(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	-	-	-	I-1-1	-
(2) 災害からの復旧・復興支援	A○	A○	-	-	-	I-1-2	-
(3) 都市開発の海外展開支援	<u>B</u>	<u>A</u>	-	-	-	I-1-3	-
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現	B	B	-	-	-	I-2	-
(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	-	-	-	I-2-1	-
(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	-	-	-	I-2-2	-
(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現	<u>B</u>	<u>B</u>	-	-	-	I-2-3	-
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施							
(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	-	-	-	I-3	-
(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進							
<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備							
(1) 機動的・効率的な組織運営	B	B	-	-	-	II-1	-
(2) 管理会計の活用による経営管理の向上							
2 業務の電子化							
3 適切な事業リスクの管理等							
(1) 事業リスクの管理	B	B	-	-	-	II-2	-
(2) 事業評価の実施							
4 一般管理費、事業費の効率化							
5 入札及び契約の適正化の推進	B	B	-	-	-	II-3	-
<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>							
1 財務体質の強化							
2 予算	A○	A○	-	-	-	III	-
3 収支計画							
4 資金計画							

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	IV	-
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	V	-
VI 剰余金の使途	-	-	-	-	-	VI	-
<b>VII その他業務運営に関する重要な事項</b>							
1 施設及び設備に関する計画							
2 中期目標の期間を超える債務負担							
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途	-	-	-	-	-	VII-1	-
4 内部統制の適切な運用							
5 業務運営の透明性の確保等							
(1) 業務運営の透明性の確保							
(2) 情報セキュリティの確保	B	B	-	-	-	VII-2	-
(3) 個人情報の保護							
6 人事に関する計画							
(1) 方針							
(2) 人材育成							
(3) 人件費管理の適正化							
(4) ダイバーシティの推進							
7 保有資産の適切な管理・運用							
8 環境及び都市景観への配慮							
(1) 地球温暖化対策の推進							
(2) 建設副産物のリサイクルの推進							
(3) 環境物品等の調達							
(4) 都市の自然環境の保全・創出	B	B	-	-	-	VII-3	-
(5) 良好な都市景観の形成							
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元							
(1) 研究開発の実施							
(2) 成果の社会還元							

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※4 項目別調書は「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 12：国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標 43：国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>&lt; I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 &gt;</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>&lt; I-1-2 災害からの復旧・復興支援 &gt;</p> <p>国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>&lt; 1-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 &gt;</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p> <p>&lt; I-1-3 都市開発の海外展開支援 &gt;</p> <p>我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和2年度）2-⑪、2-⑳</p> <p>行政事業レビューシート番号 0102、0109、0110、0293、0294、0296、0299</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p>&lt; 評価と根拠 &gt;</p> <p>評価：A</p> <p>各評価単位での評価を踏まえ、「1. 政策的意義の高い都市再生等の推進」としての評価をAとした。</p>	<p><b>「政策的意義の高い都市再生等の推進」</b></p> <p><math>((A4点 \times 1項目 \times 2) + (A4点 \times 1項目) + (B3点 \times 1項目 \times 2)) \div (1項目 + 2項目 \times 2) = 3.6点</math></p> <p>⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>
						<p>評価</p> <p style="text-align: center;">A</p>
						<p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について 令和2年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評価とする。</p> <p>(2) 災害からの復旧・復興支援について 機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、住家の被害認定調査について、内閣府との連携協定を踏まえた支援職員の育成により、災害時の安定的な支援体制が構築される効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>(3) 都市開発の海外展開支援について 機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、コロナ禍においても WEB 会議等を活用しながら過年度に関係を構築した機関への切れ目ない支援や政府間案件への積極的な関与等による新たな関係構築等の優れた取組を実施していること、海外事務所の開設等により、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価式により決められている評価であり、大臣評定案で問題ないとする。</li> <li>・都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援のいずれの柱も十分な貢献をしている。</li> </ul>

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和 2 年度）2-⑪、2-⑳ 行政事業レビューシート番号 0102、0109、0110、0293、0294、0296、0299

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネーター及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	—	—	—
コーディネーター及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	—	—	—
達成率	—	—	109%	104%	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	—	—	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	—	—	—

(計画値)														
都市再生事業等に係る 建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6兆円	1.6兆円	—	—	—		行政コスト(百万円)	171,496	122,638	—	—	—
達成率	—	—	114%	100%	—	—	—		従事人員数(人)	752	773	—	—	—
都市再生事業等に係る 経済波及効果 (計画値)	3.6兆円	—	2.8兆円	3.1兆円	—	—	—							
都市再生事業等に係る 経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1兆円	3.1兆円	—	—	—							
達成率	—	—	111%	100%	—	—	—							

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</b></p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、</p>	<p><b>Ⅰ 国民に対して提供するサービス</b></p> <p>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p><b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b></p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係</p>	<p><b>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b></p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウ</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数 262 地区</li> <li>・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 1 兆 6,000 億円規模</li> <li>・ 民間建築投資誘発効果 3 兆 1,000 億円規模</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）</li> <li>・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。</li> <li>・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数 273 地区</li> <li>・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 1 兆 6,000 億円規模</li> <li>・ 民間建築投資誘発効果 3 兆 1,000 億円規模</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 117 地方公共団体</li> <li>・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 42 地方公共団体</li> </ul>	<p>I-1</p> <p>&lt;評価と根拠&gt; I-1-(1)</p> <p>評価：B</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>令和2年度においては、我が国都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値を上回る 273 地区でコーディネート及び事業を実施。各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果 1 兆 6,000 億円規模、経済波及効果 3 兆 1,000 億円規模の実績をあげた。</p> <p>また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化推進するとともに、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進のため、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や、地方都市等における地域の特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、昨今都市政策上の課題がよ</p>	<p>評価：B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数について、機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、コーディネート及び事業を実施することにより、年度計画での目標「262 地区」に対し、実績値「273 地区(達成率 104%)」であった。</li> <li>・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額について、年度計画での目標「1 兆 6,000 億円規模」に対し、「1 兆 6,000 億円規模（達成率 100%）」であった。</li> <li>・ 経済波及効果について、年度計画での目標「3 兆 1,000 億円規模」に対し、「3 兆 1,000 億円規模（達成率 100%）」であった。</li> </ul> <p>機構は、都市再生の推進に当たって、①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③防災性向上による安全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市等においては、属性の異なる複数の関係者が存在し、輻輳する複数の事業を一体的に進めるコーディネートの難しい事業においても、利害関係者や各事業の調整を円滑に進め、着実に事業を実施した。</li> </ul> <p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方都市等においては、国や地方公共団体等と緊密に連携し、コロナ禍でも全国の自治体に対応できるよう体制等を整備・強化した結果、117 地方公共団体において支援を行い（人事交流による人的支援を含む）、地方都市等において 22 地区で新規のコーディネートを実施するに至った。コンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生を推進し、各地域の特性を踏まえて地域の活力を高める取組を着実に実施した。</li> </ul> <p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、42 地方公共団体において安全・安心なまちづくりの支援</li> </ul>

<p>機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>ハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</li> <li>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</li> </ul>		<p>り複雑で多岐にわたる中で、機構は各地区において、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置、役割でまちづくりを実施、支援しており、機構が関わることで、民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。また、これまで築いてきた地方公共団体等との良好な関係や実績により、令和2年度は支援する地方公共団体が全国に広がり、大幅に増加した。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域で事業、コーディネートを実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、周辺のまちづくりと連携して事業を進める必要があったため、駅整備については、周辺のまちづくりを一体的に進めるための事業調整を担う機構が事業主体となり、交通結節機能の強化に不可欠な駅の整備を実施。新駅の開業を迎え、高度利用街区が集積するビジネス拠点へと変貌を遂げるエリアにおいて、国際競争力強化に資する交通結節機能の強化が図られている。</p> <p>「羽田空港・殿町エリア（東京都大田区、神奈川県川崎市）」においては、空閑地として土地利用転換が期待されてきた地区であり、日本の玄関口に留ま</p>	<p>を行い（人事交流による人的支援を含む）、東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくり支援や、東京都23区を中心に西日本、地方都市も含む全国18エリアにおける密集市街地改善支援などを推進した。</p> <p>こうした機構の取組に対して、地権者等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた合意形成などの調整力、事業ノウハウ・公平中立性を活かした事業推進力等について、地方公共団体等から評価を受けている。</p> <p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの難しい大規模プロジェクトをしっかりと実現している。特に羽田空港付近のプロジェクトは、観光だけでなく、イノベーション拠点として日本経済の競争力を高めることに大きく貢献すると期待でき、国の政策とも連携が取れている。</li> <li>・機構の公共性及びノウハウ等を生かした民間及び地方公共団体へのコーディネートや事業実施は、前年より達成率の鈍化はあるもののおおそ計画通りに進展していると認められる。</li> <li>・地方都市の都市再生への支援で新たに22地方公共団体の実績があり、引き続きの支援を期待するとともに、コーディネートから事業化へと発展するケースが増えることも期待している。一方で、大都市の都市再生については、民間企業ではなく機構ならではの点がある何か、強調されることが必要なようにも思われる。</li> <li>・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。都市再生の推進は、定量目標などからは、A評定に至っていないものの、【重・難】課題であることからすれば、単なるB評定以上ともいえる。新橋・虎ノ門エリアが代表する都市の再生、羽田空港の開発が代表する国際競争力の強化、コンパクトシティ</li> </ul>
--	---	---	--	--	---	--

<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、旧虎の門病院跡地にて、病院機能を停止することなく施設の更新を図り、令和元年度病院棟の竣工に至った。令和2年度は、隣接する業務棟において、国際競争力強化に資する施設を有するオフィスビルの整備に向け、機構が施行者として事業を着実に進捗させ、9月に新築工事着工に至った。</p> <p>また、昭和29年に東京メトロ日比谷線が全線開業して以来、約56年ぶりの新駅として、機構が事業主体となり整備を進めてきた虎ノ門ヒルズ駅が6月に開業した。</p> <p>「羽田空港・殿町エリア（東京都大田区、神奈川県川崎市）」において</p>	<p>らない、アジアのハブ空港としての地位獲得に寄与すべく、土地の再編及び都市基盤の整備等を実施。産業交流施設やクールジャパン発信拠点を創出する「新産業創造・発信拠点」の実現に寄与。保有地についても、(仮称)羽田連絡道路に係る工事ヤードとして川崎市に貸与し、当該道路整備に貢献。両地区のアクセスを支えるインフラとなる当該道路が整備されることで、羽田エリアとライフサイエンス分野におけるイノベーション拠点の形成が実現した殿町エリアとの相乗効果も期待されている。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（区画整理・防災公園）と民間事業者との連携を図ることで「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成に向けた整備を推進するとともに、芝田エリアでの活動により、多様な都市活動を支えうめきたとの相乗効果を生み出す地域の再生を進めている。これらの施策により、関西圏の国際的かつ関西の広域中枢拠点としてさらなる価値の向上を推進した。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、東地区、北地区、中地区という3つの第一種市街地再開発事業を支援しており、機構が各市街地再開発組合からバスターミナル部分を順次取得し、これを一括して賃貸することで、完成時期等が異なるバスターミナルにおいて、同一事業者による一体的な運営を計画している。これにより、国際都市東京の玄関口として交通結節機能の強化の実現に寄与している。</p> <p>「飯田橋駅周辺地区（東京都千代田区）」においては3区の区境に位置し、鉄道5路線が結節するほか、幹線道路3路線が交差する交通の要衝であり、</p>	<p>の実現と地域経済の活性化など地方都市が抱える課題への支援など、いずれの面をとっても、機構のノウハウをますます活かしてほしい。</p>
---	---	---	--	--	---	---

<p>         施行者として、国土交通省、東京都、大田区、鉄道事業者及び産業交流施設等を整備・運営する民間事業者等の多様な関係者と調整を行いながら、事業を着実に推進してきた。令和2年度は、土地区画整理事業が一定の進捗を迎え、民間開発事業者の整備による羽田イノベーションシティが7月に先行開業に至った。       </p> <p>         「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、1期開発事業から産学官の連携の下、機構が総合的・長期継続的に事業展開を行っている。令和2年度は2期開発区域において民間開発事業者への土地引き渡しや建築工事の着工等、事業を着実に進めるとともに、近接エリアにありながら更新が滞る芝田エリア等において、保有地を活用し環境・価値を維持向上させるための地域活動を実施した。       </p> <p>         「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、国内最大規模のバスターミナルの整備を推進。12月にバスターミナルの運営事業者が決定し、整備・運営に係る基本協定の締結に       </p>	<p>         駅周辺では複数の地区においてまちづくりの検討が行われている。地下の乗換コンコースなど駅施設等の歩行者の流動空間を始めとする都市基盤が混雑して分かりにくく、バリアフリー動線にも課題があることから、それらの課題の解決を目指す「飯田橋駅周辺基盤再整備構想」の公表により、駅周辺開発や具体的な基盤施設の検討の道筋が立ち、まちづくりの前進に寄与した。       </p> <p>         「九州大学箱崎キャンパス跡地（福岡県福岡市）」については、機構の大規模開発に係るノウハウを活用しつつ、民間事業者から幅広くアイデア・意見を聞き事業計画に反映させた上で、開発事業全体を誘導しながらキャンパス跡地の土地利用転換を推進した。       </p> <p>         ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生       </p> <p>         国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍でも全国の自治体に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加。また、それら多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応。まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通じ、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、117の地方公共団体の支援を実施するに至った。       </p> <p>         「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、ノウハウ・マンパワーを提供しながら、面的かつ継続的に、事業に関与。同エリアの核となる「大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事       </p>	
--	---	--

				<p>至った。</p> <p>「飯田橋駅周辺地区（東京都千代田区）」においては、複数の行政機関や鉄道事業者との調整や民間開発動向の内容を踏まえた検討を担うとともに、行政機関及び鉄道事業者と機構から構成される検討会の事務局として、駅とまちが一体となった検討を進め交通結節機能等の更なる強化を目指すための指針「飯田橋駅周辺基盤再整備構想」の作成を支援し、9月に当該構想の公表に至った。</p> <p>「九州大学箱崎キャンパス跡地（福岡県福岡市）」においては、同大学の箱崎キャンパス移転に際し、歴史ある同大学キャンパス跡地にふさわしい土地利用転換とすべく、土地利用事業者の募集に向けてのサウンディングを行うとともに、九州大学、福岡市との開発工事の協議を整えた。</p>	<p>業」について、長岡市長からは、「機構の協力のもとで着実に関係者協議や諸手続が進み、令和2年度、工事を開始することができた」との評価をいただいた。新たに取得した土地については、地域経済の担い手が活躍できる可変性をもった空間づくりを志向して、機構が開発主体としての役割も担いながら、市や商工会議所、地元企業・大学等の連携の促進を支援し、地域主導でのまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」においては、病院とその周辺にある公園、子育て施設等を一体的な都市空間として捉えたまちづくりを支援。庁内の横断的検討体制の構築を機構から提案し、関係部局による検討の支援等を行い、総合病院の再整備を契機に地域全体を世代間交流拠点とした市の意向の実現に寄与している。</p>	
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都</p>		<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性が高いこと、地区内道路が狭隘で住民の避難や緊急車両の進入が難しいなどといった地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した、支援により、整備改善・不燃化推進に大きく貢献した。また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。これらの結果、42の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、豊島区と連携の下、複数の事</p>	

<p>一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>援を積極的に推進した。</p> <p>また、国土交通省及び内閣府が進める都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に向けたモデル都市（32都市）のうち13都市において、機構がハンズオン支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、百貨店跡地を機構が市に代わり機動的に取得し、保有することで再開発事業組成までの期間を下支えし、市主導のまちづくりを支援・補完してきた。令和2年度は隣接エリアにおいて、機構が市街地の中心にある別の百貨店の跡地も新たに取得した。</p> <p>「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」においては、令和元年度に実施した公園の活用方法を検討する実証実験の成果を金谷地区のまちづくり構想に反映し、世代間交流の拠点形成に向けた事業環境を整備しようとする市の検討を支援した。また、むつ市は機構のコーディネート支援や専門家からのアドバイスを活かしながら、地方都市再生コンパクトシティに向けた施策も進めている。</p>	<p>業手法を活用して広域的な防災拠点の形成と安全性向上を実現。平時でも多くの地域住民や来街者が集う魅力ある空間を提供することで、地域の魅力と防災性を両立させた地域価値の向上に貢献した。</p> <p>「二葉四丁目地区（東京都品川区）」においては、道路整備に伴う移転者の受皿住宅の整備を行うなど、区が進める避難道路の拡幅整備等を支援し、消防活動困難区域の解消を図り、地域の防災性の向上に寄与している。</p> <p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりについては、和歌山県との関係構築を契機とし、県内の市町に対して、東日本大震災における復興支援等の経験を活かした支援等を行い、事前防災まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
--	---	---	--	---	---

<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では 23 区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手。令和 2 年度においては全国 18 エリア（首都圏 16 エリア、関西圏 2 エリア）において事業中である。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、取得地の一部について大学誘致により賑わいを創出するとともに、「としまみどりの防災公園（愛称：イケ・サンパーク）」の整備に当たっては、首都圏初の Park-PFI を導入し、事業の早期から維持管理や運営を見据えた計画立案を実施。豊島区と</p>				
---	---	---	--	--	--	--	--	--

<p>老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>進ずる。 マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>			<p>の連携の下、12月に全面開園を迎えた。 「二葉四丁目地区（東京都品川区）」においては、地域の課題のひとつであるエリア内に不足する公園の整備促進に向け、機構が機動的に取得した複数の小規模土地を区へ譲渡し、交換対価として取得した土地において従前居住者用賃貸住宅の工事に取り掛かった。</p>		
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に330地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和2年度中に262地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆6,000億円規模（累計で1兆6,000億円規模）の民間建築投資を誘発し、3兆1,000億円規模（累計で3兆1,000億円規模）の経済波及効果を見込む。</p>		<p>和歌山県においては、南海トラフ地震等による市街地の被害が想定される中、事前防災まちづくりの推進は喫緊の課題となっており、機構は県が策定する「復興計画事前作成の手引き」に係る委員会に参画し、復興事業等の経験に基づき助言。当該委員会で構築された関係を基に、美浜町及び印南町において事前復興計画策定を支援した。</p>		

<p>4. その他参考情報</p>
<p>2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しに係る減によるものである。</p>

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7:都市再生・地域再生の推進 施策目標 25:都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第11条第1項第6号等
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(令和2年度)2-⑤ 行政事業レビューシート番号 0294

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50回	—	10回	10回	—	—	—	予算額(百万円)	122,463	133,795	—	—	—
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27回	18回	—	—	—	決算額(百万円)	112,424	101,046	—	—	—
達成率	—	—	270%	180%	—	—	—	経常費用(百万円)	171,372	122,341	—	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50団体	—	10団体	10団体	—	—	—	経常利益(百万円)	7,835	47,270	—	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18団体	13団体	—	—	—	行政コスト(百万円)	171,49	122,638	—	—	—
達成率	—	—	180%	130%	—	—	—	従事人員数(人)	752	773	—	—	—

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</li> <li>・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。</li> <li>・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機</li> </ul>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数</li> <li>・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数</li> <li>・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 18回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 28人・日</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 6回</li> </ul> <p>① 令和2年度においても豪雨や地震といった災害が発生する中、発災前又は直後から内閣府や国土交通省、地方整備局から被害状況や支援の有無に関する情報を収集した。特に規模が大きかった災害のうち、7月豪雨の際は九州及び中部地方整備局へ、福島県沖における地震（令和3年2月13日発生、以下「福島県沖地震」という。）の際は東北及び関東地方整備局へリエゾンを派遣し、積極的に情</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(2)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>大規模災害発生時においてプッシュ型で情報収集を行い、被災者向け賃貸住宅を80戸用意するとともに、被災地へ支援職員を述べ28人・日派遣するなど、被災者の迅速な生活再建に寄与した。</p> <p>長野県佐久地域においては、多数の関係者の課題や情報の集約・共有、工事進捗状況の積極的な情報発信等を実施し、県知事から感謝状を受領するなど、復旧への貢献について評価を受けた。</p> <p>新たに3つの支社に災害対応支援に関する専門組織を設置するとともに、オンラインを活用して6回の研修等を実施し、特に住家の被害認定については内閣府と連携して97人の支援職員を育成するなど、支援体制を強化した。</p> <p>啓発活動では、災害復旧工事マネジメント業務や住家の被害認定調査等、機構のノウハウを生かすとともに、効果的に情報を発信し、年度計画を上回る18回（計画値対比180%）の啓発活動を実施し、地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与している。</p> <p>関係構築については、新たに巨大地震や風水害による被害が予見される地域を中心として13団体（計画値対比130%）と関係づくりを進めるとともに、既に関係を構築している団体とも関係の深度化を進めた。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 災害からの復旧支援 大規模な災害発生時においては、令和元年度から開始した各地方整備局との</p>	<p>評定：A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、関係行政機関との連携を図り、災害復旧マネジメント業務や住家の被害認定調査等の機構のノウハウをオンライン等で積極的に発信することにより、年度計画での目標「10回」に対し、実績値「18回（達成率180%）」であった。</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数について、オンラインも活用し継続的に地方公共団体等との関係づくりを実施したこと等により、年度計画での目標「10団体」に対し、実績値「13団体（達成率130%）」であった。</li> </ul> <p>機構は、災害からの復旧・復興支援の推進に当たって、①災害からの復旧支援、②災害からの復興支援、③発災時の円滑な対応に向けた活動として、以下の取組を実施した。</p> <p>①災害からの復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時において、現地情報収集のための地方整備局へのプッシュ型でのリエゾン派遣のほか、内閣府と連携した罹災証明書発行に係る住家の被害認定支援のための職員派遣（のべ28人・日の職員派遣）等を実施するとともに、令和2年7月豪雨においては、被災者向けにUR賃貸住宅（計80戸）を半年間無償提供した。</li> </ul> <p>②災害からの復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年東日本台風により大きな被害を受けた長野県佐久地域においては、災害復旧マネジメント業務として多数の関係者の課題や情報の集約・共有、工事進捗状況の積極的な情報発信等を実施し、被災地復旧への貢献について県知事からの感謝状の受領やアーバンライフテクノロジー推進会議において優秀賞を受賞するなど評価を受けた。</li> </ul> <p>③発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成・ノウハウ継承として、機構職員に対する訓練・研修等を6回実施した。中部・西日本・九州各支社に災害対応支援に係る専門組織を設置し、より機動的な支援体制を確保した。</li> </ul>

<p>構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。</li> <li>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。</li> <li>・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。</li> </ul>	<p>報収集にあたった。具体の支援としては、7月豪雨において被災者向けに半年間無償で使用可能なUR賃貸住宅を計80戸用意し、同豪雨及び福島県沖地震においては、内閣府の要請に基づき、罹災証明書発行のために必要となる住家の被害認定調査に関して、被災した6県(熊本県、鹿児島県、大分県、福岡県、岐阜県、福島県)へ、支援職員をのべ28人・日、派遣した。</p>	<p>関係構築が実を結び、豪雨や地震時においてリエゾンを速やかに派遣し、現地での情報収集にあたることができた。また被災後は被災者が各種支援を受けるための最も基礎となる住家の被害認定調査が地方公共団体の急務となることから、内閣府とともに同調査に関する職員を速やかに被災地方公共団体へ派遣して支援にあたった。7月豪雨においては人的支援に加え被災者向けに半年間無償で使用可能なUR賃貸住宅を計80戸用意し、被災者の生活再建の迅速化に寄与した。</p> <p>② 災害からの復興支援</p> <p>長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務については、機構が各会議体等を通じて多数の関係者の災害復旧工事の課題や資材調達に関する情報を集約・共有し、被災した地方公共団体職員からは『総合的なマネジメント支援や、きめ細やかな情報収集が助けになった』『情報発信についても効果的な広報ができています』等の評価を受けた。また、災害復旧の進捗状況について長野県のHPにより積極的に地域の住民等へ公開していることが県下では画期的な施策であった。これらを踏まえて10月には長野県知事から復旧への貢献について感謝状を受領した。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>広範囲に被害が及んだ令和2年7月豪雨においては、複数の地方公共団体に対して同時期に職員の派遣が必要な場面があったが、支社にも災害対応に関する専門組織を設置したこと、予め出水期を想定して住家の被害認定調査に関する支援要員の育成を行っていたことにより対応することができた。</p> <p>また、内閣府との協定締結を踏まえた</p>	<p>住家の被害認定調査について、内閣府との連携協定をふまえ令和2年度から職員の育成に着手し、全国で97名の支援職員を育成するなど、災害時の安定的な支援体制を構築した。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、住家の被害認定調査について、内閣府との連携協定を踏まえた支援職員の育成により、災害時の安定的な支援体制が構築される効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この分野における機構の活躍には目覚ましいものがある。東日本大震災の経験を踏まえ、社内で広域災害の人材育成に努力し、その結果令和2年度の災害で具体的に多くの実績をあげていることは、高く評価したい。広域災害時には大規模工事が集中的に発生するため、自治体での対応には限界がある。東日本大震災で実施したCM方式の経験を活かし、連絡協議会など具体的な成果が上がっている。特に発注情報の正確な管理と発信は、建設業におけるDXの推進にもつながるため、さらに取り組みを進めていただくことを心より期待する。</li> <li>・東日本大震災からの復旧・復興支援等の経験を十分に活かし、前年度に引き続き重要度の高い課題を定量的指標に対してもしっかりと実現した。</li> <li>・災害後の復旧・復興支援については、十分な実績であり、高く評価できるので、今後とも期待するところである。同時に、災害前の事前復興についても追加資料により、一定程度の実績を果たされていることが確認できた。近い将来に想定されている大規模災害に備えて事前復興の啓発を行うことは極めて重要であり、一層の努力をお願いしたい。また、職員に蓄積されたであろう災害後の復旧・復興支援のノウハウを、次世代の若手職員に継承することも重要であり、人事上の試みなども含めてノウハウの継承を希望する。</li> <li>・我が国の近年における災害の激甚化の流れで、昨年もコロナ禍</li> </ul>
	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネータ等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネータ等積極的な支援を行う。</p> <p>平成28年熊本地震にかかる復興支援については、災害公営住宅の建設完了後の入居者支援等、被災市町の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。また、令和元年東日本台風で甚大な被害のあった長野県における災害復旧工事マネジメント業務を適切に実施する。</p>		<p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和元年東日本台風にて、甚大な被害を受けた長野県佐久地域において、約700箇所までに及ぶ公共土木施設をはじめとした災害復旧工事の円滑な推進・早期完了を目的とし、多数の発注者間や多種多様な復旧工事間の横断的な調整(以下「災害復旧工事マネジメント業務」という。)を実施した。具体には、現地に事務所を開設の上で専属の職員を配置し、長野県佐久建設事務所、長野県建設技術センター及び機構にて「佐久地域災害復旧支援チーム」を組成し、国や県、市町村等の発注者である19団体28部署からなる「発注者調整会議」、総</p>	<p>また、内閣府との協定締結を踏まえた</p>	

				<p>勢 120 社以上にのぼる施工業者が佐久地域を 13 ブロックに分けて開催する「工事連絡調整会議」、資材調達等を関係事業組合とともに検討・準備する「施工確保対策連絡協議会」という 3 つの会議体を運営支援することにより、関係者間において情報や課題、安全対策、資材調達動向等を共有し、佐久地域における災害復旧工事全般の円滑化を図った。また、随時災害復旧工事の進捗状況に関する情報を整理・見える化し、長野県の HP を通じて地域へ発信している。また本業務の進捗にあわせ、国や県、有識者、機構等からなる「災害復旧工事マネジメント業務勉強会（仮称）」の実施体制づくりを行い、同会にて令和 3 年度から災害復旧工事マネジメント業務の効果検証や今後の活用方策についての検討を行う予定としている。</p>	<p>職員育成に着手し、大規模な災害発生時においても、被災者の生活再建のために迅速な実施が必須となる住家の被害認定調査支援について、一層安定的な体制の構築を図った。</p> <p>啓発活動に関しては、メニューの充実化を図り、対象のニーズに沿うように見直しを加えながら実施した。その結果、災害の激甚化・頻発化、また地方公共団体の技術職員の減少といった社会課題の中で、災害復旧工事マネジメント業務の必要性が認識され、例として令和元年東日本台風で被災した宮城県とは、今後の備えとして、災害復旧工事マネジメント業務を題材とした勉強会を令和 3 年度以降開催することについて合意した。また、国・地方公共団体、民間企業、有識者等で構成されるアーバンインフラテクノロジー推進会議においては、同業務が「これからの都市づくりに貢献する」との評価を受けて優秀賞を受賞した。令和 2 年度から実施している住家の被害認定調査に関する啓発活動においても、被害認定制度の解説等を通じて地方公共団体職員の災害対応力の向上に寄与しており、開催した地方公共団体から「受講した職員の知識や技術力の向上につながった」との評価がなされた。</p> <p>関係構築のうち、内閣府との連携は、政府が「令和元年台風第 15 号・19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の検証レポートにおいて示す、災害対応に関する地方公共団体の技術職員数や経験の不足等といった課題に対して、被災した地方公共団体が被災後速やかにかつ短期間で実施しなくてはならない住家の被害認定調査について、阪神淡路大震災以降、大規模発災時において地方公共団体支援を行ってきた経験や、特に被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定に係るコーディネー</p>	<p>にも関わらず、多くの災害が発生したが、機構では被災地への支援職員の派遣などを通して、被災者の迅速な生活再建に取り組んだこと、また、平時においても大きな支社には災害対応支援専門組織を設置し支援体制を整え、支援要員の育成をした他、オンラインを活用した啓発活動や新規団体との関係構築などを図り、地方公共団体の災害対応力向上にも貢献するなどしており、定量目標も十分達成していることなどを評価した。</p>
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動 災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保す</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動 災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保す</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動全国で災害が発生する中、また平時からの地方公共団体等との関係構築等を一層推進すべく、中部、西日本、九州支社に災害対応支援に関する専門組織を設置した。</p> <p>災害対応支援に関す</p>		

	<p>る。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>る。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>る人材育成や訓練については、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で集合形式の研修の開催が困難な状況であったが、オンラインを活用し全国の本部、支社、事務所等をつないだ研修を4回、訓練を2回実施している。特に新たな支援である住家の被害認定調査については、内閣府と連携し新規の研修を2度にわたって実施、全国で延べ97名の職員が受講し、発災時に被災地へ派遣できる体制を整えた。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動に関しては、従来から実施している機構の災害対応支援事例の紹介に加えて、長野県佐久地域で実施している災害復旧工事マネジメント業務や東日本大震災の復興経験からの知見、住家の被害認定調査といった啓発内容の充実を図り、計18回実施した。具体には、災害復旧工事マネジメント業務については、アーバンインフラテクノロジー推進会議等において、地方公共団体や関係団体に対して実施の背景となる災害復旧に関する課題や業務の必要性について説明を実施している。ま</p>	<p>ト支援の実績等、機構の専門性を生かして応えるものである。</p> <p>また、新たに巨大地震や風水害等による被害が予見される地域において関係づくりを進める中、経験者の少ない地方公共団体から、被災建築物応急危険度判定のコーディネートに関する経験や、災害復旧工事マネジメント業務等におけるノウハウに期待が寄せられており、令和3年度には講習会や勉強会等も予定している。</p> <p>（一社）近畿建設協会とは発災時の市町村災害復旧相互支援のための人材活用や費用給付に係る体制づくりに着手する等、新たな試みを行っており、多様な主体との関係構築を進めている。</p> <p>過年度に関係構築をしている団体とは具体的な訓練の実施や情報交換の仕組みに参画する等、相互に災害対応力の向上を図り、更なる関係の構築に努めた。</p> <p>その他研究機関においても、機構のまちづくり等に関する知見を生かしたアドバイスや、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究に着手する等、関係の持続に留まらず、より関係を深化させた。</p> <p>近年、異常気象等に起因する水害の激甚化・多発化という社会課題に対して、災害復旧工事マネジメント業務や住家の被害認定調査といった各種支援、地方公共団体等への啓発活動甚大な被害が想定されている地域を中心とした関係構築等、機構の専門性を生かして対応した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を大きく上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>た、日本地域創生学会をはじめとした各種学会やイベントにおいて、地方公共団体職員等をメインに、東日本大震災からの復興経験をふまえた知見を紹介している。更には、内閣府との協定締結を通じ、県の実施する市町村向けの住家の被害認定調査説明会に参加し、5つの地方公共団体職員への住家の被害認定調査の概要や機構の災害対応支援について説明を行った。一般の方々向けには、ぼうさいこくたい 2020 において、地区防災計画策定支援に携わった職員によるトークセッション動画を作成・配信等もしている。啓発の実施に当たっては、新型コロナウイルスの影響もあり開催を断念するものも多数あったが、従来の対面方式に加えてオンライン会議等も活用して進めた。</p> <p>復旧・復興に関しては、新たに13団体と関係を構築している。具体には、6月に内閣府と機構において連携協定を締結し、平時より体制を構築し、発災時における迅速かつ円滑な住家の被害認定調査の実施を支援する関係づくりを行った。その他にも新たに</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>南海トラフ地震・首都直下地震で大きな被害が予測される地域や近年水害が頻発している県等を対象に、連絡体制の構築や相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施するとともに、日本下水道事業団や(一社)近畿建設協会等、下水道や道路等の社会インフラ整備を担い、公共団体支援機能を有する機関との連携にも着手し、関係構築先の多様化を進めた。</p> <p>加えて、中国地方整備局とは防災集団移転促進事業に関する勉強会を実施するなど、令和元年度までに関係構築を実施している地方整備局や県とは新たに防災連絡会や訓練活動等への参画を通じて連携し、また、当年度の連絡体制情報の更新と意見交換を実施するとともに、発災時においては関係構築により築いたホットライン連絡体制を用いて20回以上に及ぶ発災前後の情報共有を実施している。</p> <p>特に被害の大きかった令和2年7月豪雨では九州地方整備局・中部地方整備局へ、福島県沖地震においては東北地方整備局・関東地方整備局へリエゾンをプシ</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>ユ型で派遣し、情報収集にあたった。上記の機関以外にも、防災科学技術研究所とは集合住宅のレジリエンス向上に向けた検討を進めるとともに、同研究所が主催する都市の街区単位での免振技術の導入に向けたワーキングに参画した。また同研究所と災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究に着手し、市町村が実施する住家の被害認定調査等業務について、約 500 の地方公共団体に対して民間事業者との連携状況の実態調査を開始した。その他の研究機関とも、発災時の通信インフラ遮断時における可搬型通信システムの実証実験フィールドの提供といった連携を実施している。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しに係る減によるものである。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 2 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 4 3 : 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条 2 項 6 号等
当該項目の重要度、難易度	難易度:「高」 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10 件	-	2 件	2 件	-	-	-	予算額 (百万円)	122, 463	133, 795	-	-	-
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	-	-	2 件	3 件	-	-	-	決算額 (百万円)	112, 424	101, 046	-	-	-
達成率	-	-	100%	150%	-	-	-	経常費用 (百万円)	171, 372	122, 341	-	-	-
								経常利益 (百万円)	7, 835	47, 270	-	-	-
								行政コスト (百万円)	171, 49	122, 638	-	-	-
								従事人員数 (人)	34	39	-	-	-

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額: セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益: セグメント別に記載。③従事人員数: 年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3)都市開発の海外展開支援</b></p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p><b>(3)都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たった技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p>	<p><b>(3)都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たった技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 3件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数 15件</li> </ul> <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を図るべく、事業進展の各段階において、相手国機関や企業との連携をはかりながら、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>タイのバンコク・バンスー中央駅周辺都市開発については、タイ運輸省、タイ国鉄(以下「タイ側」という。)が目指すスマートシティの実現と日本企業が参入できる環境の創出にむけ、過年度から独立行政法人国際協力機構(JICA)調査への参画やJICA 専門家の派遣等を行ってきたが、令和2年度はセミナー等を通じて、日本の開発の経験を活かす、大規模開発における事業推進体制の構築、イン</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(3)</p> <p>評定:A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>海外の都市開発事業等への我が国事業者等の参入促進を目的に、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援への新たな着手に係る業務を行っているが、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない状況となり、相手国機関との連携に支障をきたす状況下にもかかわらず、ウェブ会議等を駆使して相手国機関との協議を重ねて関係構築を進めた。その結果、中国、インドネシア、タイの三ヶ国において、都市開発等の計画策定及び事業支援に関して、当初の目標を上回る3件の覚書交換が実現でき、日本企業の進出に向けた検討及び受託契約締結への協議を推進する体制を構築できた。</p> <p>また、大規模都市開発のプロジェクトに係る海外への支援に係る業務として、オーストラリア・西シドニー新空港周辺開発に関して、ウエスタン・パークランド・シティ公社との間で令和元年度に締結したアドバイザー業務に基づき、技術支援を推進するとともに、令和3年度の海外事務所設置に向けた準備を行い、コロナ禍においても継続的かつ有用な支援を行うことができ、更なる体制の強化に向けた準備も行うことができた</p>	<p>評定：A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間事業者等との間で締結した協定・覚書の件数について、コロナ禍により実質的に海外渡航が行えない状況や相手国カウンターパートの経営陣交代など他律的な影響を受ける中においても、過年度より実施してきた相手国への人的支援や研修等を通して良好な関係性を構築してきたことに加え、WEB会議等を活用して協議を重ね、更なる関係構築を進めたこと等により、年度計画での目標「2件」に対し、実績値「3件（達成率150%）」であった。</li> </ul> <p>機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度にアドバイザー契約を締結したオーストラリア・ニューサウスウェールズ州傘下の開発公社に対して、WEB会議等を活用して、マスタープランのレビュー業務を行う等、継続的に支援業務を行った。また、西シドニー新空港周辺エリアの支援のみに留まらず、豪州全体の支援を強化する等のため、令和3年度当初にシドニーに現地事務所を開所するための準備を進めた。</li> <li>二国間会合や官民協議会等にも積極的に関与し、政府間の連携構築に貢献した。</li> <li>海外の政府関係者等に対して、URが培ってきた都市開発に係るノウハウ等を紹介するセミナーをWEB会議等を活用することにより年間15件実施した。オンライン開催のメリットを活かし、より多くの参加者に情報提供を行い、日本の都市開発に対する理解を深め、新たな関係構築への足がかりとした。</li> <li>海外に派遣されていた職員を海外展開支援部門に配属させる等</li> </ul>

	<p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>		<p>フラ総合計画、開発ガイドライン等の必要性等についてタイ側と意見交換を実施。その結果、当機構及び我が国の都市開発手法に対するタイ側の期待を高めることに成功し、相互協力の一層の強化を目的とした覚書の交換に至った(令和2年12月)。覚書交換後は、タイ側と具体的な開発の進め方について意見交換を実施している。</p> <p>インドネシアの都市・住宅開発分野を担う国営企業である国家住宅開発公社(以下「プルムナス」という。)との間で、当機構が経験、知見を有する公共交通指向型都市開発(TOD)や団地再生事業に関する意見交換を続けてきた。令和2年5月に経営陣が急きょ交代し、協議継続が危ぶまれたが、関係を再構築し、本年度、日本企業が参画する都市再開発やTOD等の共同プロジェクトを創出することを目的とした覚書を交換した(令和2年7月)。覚書交換後は、プルムナスから共同プロジェクトの候補地が複数提示され、日本企業参画の可能性等を踏まえた検討に着手している。</p> <p>中国では、中国交通建設と、平成31年の天津案件でのアドバイザー業務受託以来、都市開発に関する研修を実施する等、良好な関係を継続してきたが、本年度、次の段階に進むべく、日中共同による都市開発・賃貸住宅プロジェクトの実践及び日本企業のビジネス機会創出につながる共同プロジェ</p>	<p>め、今後の大きな成果が期待される。</p> <p>さらに、国際的プレゼンスの向上及び新たな関係の構築に係る業務として、国土交通省主催の日ASEANスマートシティネットワークハイレベル会合の事務局としての支援やWEBセミナーの開催によって、コロナ禍において現地視察の受け入れが困難な状況下でも、逆境をバネに新しい方法で海外機関との関係構築を行うことができ、業務の継続につながる成果を得た。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>覚書を交換した3件については、いずれも過年度から関係構築を進めてきた成果であり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向け、次のステップに繋がった。</p> <p>個々の案件に関して、タイの覚書については、日タイ両国政府を交えて交換したものであるが、大規模なインフラ整備を伴う事業の推進に向けて、開発主体であるタイ国鉄のみならず、両国政府を含めた枠組みの中で開発を推進していくことに合意することができたものである。本覚書に基づき、機構が計画策定等に関与することで、スマートシティに関連した高度な技術を持つ日本企業の参画機会の創出を目指す。</p> <p>インドネシアについては、時間をかけてプルムナスとの関係を構築してきたが、令和2年5月に経営陣が急きょ交代したことに伴い、協議継続が危ぶまれたものの、機構の日本における実績や機構が関わることの意味について、新経営陣に丁寧に説明する等真摯に対応することにより、</p>	<p>により、現地で培った知識と経験を他の職員と共有させ、海外展開支援部門の人材育成の底上げとモチベーションの向上に努めた。</p> <p>機構は、将来的な我が国事業者の参入を促すための現地事務所の開所等を進めるとともに、相手国政府・機関等から、機構のこれまでの取組への評価や今後の業務への期待が示されている。また、機構による研修内容が有用であった旨のコメントも寄せられている。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、コロナ禍においてもWEB会議等を活用しながら過年度に関係を構築した機関への切れ目ない支援や政府間案件への積極的な関与等による新たな関係構築等の優れた取組を実施していること、海外事務所の開設等により、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの実績が海外でも認識され、高い評価となって支援プロジェクトが動き出していることは、大変優れた取り組みといえる。ポストコロナ時代は世界協調が重要で、特に都市整備における日本とアジア諸国のつながりは、日本経済に大きな意味を持つ。現在の指標はプロジェクトの件数であり、これらプロジェクトは数年にわたって継続されるため、評価指標の検討が必要と思われる。継続をどのように評価していくか、個別のプロジェクトの規模や難易度の考慮を含めて、指標の検討を望む。</li> <li>締結した協定・覚書の件数を定量目標としていることに関して、「1件のありなしで大きく揺れ動くような指標は、定量目標として設定しない」というガイドラインを出せばよいのではないかと。指標として設定するには、せめて2桁以上数字が必要だろう。</li> <li>海外の大規模都市開発事業は難易度の高い事業であり、今年度はコロナ禍にも拘わらず中国、インドネシア、タイとの覚書締結に至り、今後の民間企業進出の足がかりを構築できた。</li> <li>コロナ禍にあって海外案件は困難な状況下で十分な実績であると評価できる。</li> </ul>
--	--	--	--	---	--	---

				<p>クトの検討を行うことに合意し覚書を交換に至った(令和2年6月)。覚書交換後は、雄安新区等において、日本企業参画の可能性等を踏まえながら、中国交通建設と情報共有やプロジェクトの検討を進めている。</p> <p>また、令和元年度覚書を交換した中国城市科学研究所とは、覚書に基づき「日中エコモデルシティ」の案件検討のパートナーとなる中国地方政府の募集を行い、複数件あった申請に対して、日本企業参画の可能性等を踏まえたプロジェクトの選定が進行中である。</p> <p>なお、過年度から継続して支援している国においては以下のとおり進めている。</p> <p>平成30年にオーストラリア・ニューサウスウェールズ州と覚書を交換した後、令和元年に西シドニー新空港周辺エリアの開発に関するまちづくり計画の策定支援について、このエリアの開発責任機関である州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社(WPCA)との間でアドバイザー契約を締結した。令和2年度は、コロナ禍の渡航制限により業務を一時中断したものの、ウェブ会議の活用等により実施体制を見直した上で業務を再開し、策定中のマスタープランに対するレビュー業務を行っている。また、新空港周辺エリアの開発支援に留まらず、豪州全体の戦略拠点として令和3年度当初にシドニーに現地事務所を開設するべく準備した。また、日本企業</p>	<p>関係をゼロから構築した結果、相手方の信頼を得ることができ、覚書の交換に至ることができた。本覚書に基づき国営企業であるブルムナスとの共同プロジェクトの組成を推進することは、日本企業の進出が進んでいないインドネシアの公有地での住宅・都市開発分野における日本企業の事業機会創出という意味で意義深い。</p> <p>また、中国については、世界的な建設企業である中国交通建設(令和2年フォーチュングローバル500:78位)との間で、日本企業とのビジネスマッチング、中国交通建設グループが実施する都市開発プロジェクトに関する日中共同の施策等を盛り込んだ覚書を交換することによって、同社との共同事業の組成を通じた日本企業の参画機会創出に繋げるための環境整備を行うことができた。</p> <p>過年度覚書を締結した国においても、我が国事業者の参入に向け、課題抽出や案件発掘、具体的検討を実施している。</p> <p>オーストラリアでは、コロナ禍による業務中断中も現地の計画策定の進捗状況等を随時確認してきたことで、再開後も有効な示唆を提供できた。令和3年3月のWPCAの理事会において、災害に強く持続的でスマートな都市の重要性をプレゼンしたことや、これまでの業務実績と継続的な支援業務の有用性が高く評価され、今後の業務への期待が示されている。</p> <p>ミャンマーにおいては、賃貸住宅の管理運営に係る研修をコロナ禍においてもWEB形式で実施することで、賃貸住宅事業において、整備だけでなく、管理運営の重要性につい</p>	<p>・コロナ禍にもかかわらず、令和2年度は、令和元年度に始まった海外での事業・技術支援などのプロジェクトをさらに展開し、シドニーでは駐在員も常駐する海外事務所も設置に漕ぎつくところまでになっており、日本の国際的プレゼンスの向上や海外への日本企業の参入促進などへ貢献しており、評価に値する。さらなる展開を期待したい。</p> <p>上記に加えて、6月30日の有識者会合において以下の意見があった。</p> <p>・海外展開支援事業は、単年度で評価できるものではなく、複数年度にわたって裾野が広がっていくものであるため、本来の趣旨である日本企業が海外において活躍できるような環境が整い、契約を結んだことについても評価すべきである。</p> <p>・計画値2件、実績値3件で達成率が150%となるような、分母となる定量目標が小さすぎる指標はあまり適切ではなく、定性的な部分で評価するべきだと感じる。</p>
--	--	--	--	---	---	---

<p>の参入機会の創出という観点からは、在日豪州大使館等とも協力し、WEB セミナー等を通じた日本企業への情報発信や州政府への日本企業の紹介を行うと共に、州政府のキーパーソンとの関係構築や新規案件の発掘等を進めた。</p> <p>令和元年12月に覚書を交換したミャンマー国建設省都市・住宅開発局(DUHD)においては、同省及びミャンマー地域政府の担当者を対象とした賃貸住宅の管理運営に係る研修を令和2年12月にWEB形式で実施し、ミャンマー全土より50名弱の参加を得た。同研修では機構の事例紹介を通じて、ミャンマーにおける賃貸住宅の管理運営システムの構築に向けて、意見交換を行った。また、日本企業の参入機会の創出という観点からは、日本とミャンマーによる住宅・都市開発協働プロジェクトの組成に向け、候補地の検討に向けた意見交換をDUHD側と行った。しかしながら、2月に起こったクーデターにより、政府の指針を踏まえ、支援活動は中断している。</p> <p>海外の都市開発事業への日本企業の参入促進にあつては、機構が日本において培った技術やノウハウを海外政府関係機関等に提供し、日本の都市開発に対する理解を深めてもらうことが重要であるため、現地でのセミナー開催や日本の事例を視察してもらうことを計画していた。コロナ禍により渡航が困難になったことから、対面式</p>	<p>でミャンマー側関係者に理解させることができ、DUHDの幹部からも高く評価された。</p> <p>機構の海外展開支援に関する研修等については、コロナ禍においても歩みを止めず、オンラインを活用したWEBセミナーを開催することによって、機構の知見を相手国の政府関係者等に共有することができ、機構のプレゼンス向上関係構築に貢献した。また、対面式セミナーでは難しかった海外の地方都市の自治体関係者なども参加できるようになり、遠隔地の多くの関係者に共有することができ、オンライン開催の利点を生かすことができた。</p> <p>我が国事業者等の連携体制構築支援については、日ASEANスマートシティネットワークハイレベル会合や様々な二国間会合や官民協議会等に積極的に関与し、機構の情報発信により、政府間の連携構築に貢献した。</p> <p>人材育成の成果としては、派遣が終了し当機構に復職した職員を極力海外展開支援部に配属させ、派遣先で得た知識と経験を他の職員と共有することにより、海外部門の人材育成の底上げとモチベーションの向上に波及効果があった。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評価とする。</p>
---	---

				<p>でのセミナー開催及び国内視察が実施できなかったが、WEB会議を行う環境が整った下半期には、計15件のWEBセミナーを開催し、海外にいる政府関係者や日本企業等に対して機構や日本の知見を紹介することができた。</p> <p>令和元年度に続き、国土交通省が主催する「第2回日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」の実施機関として、令和2年12月にオンラインで開催された会合の実施に当たり、相手国機関と日本企業との連携体制の構築を支援した。そのほか、海外エコシティプロジェクト協議会(J-CODE)、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)、日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム等の様々な二国間会合や官民協議会に関与し、機構の海外展開支援業務に係る情報発信により、日本国政府と一体となって、政府間の連携構築を支援した。</p> <p>人的支援面では、JICA長期専門家としての技術職員の派遣、JICA本部、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)へ職員を派遣し、各機関との連携と人材育成を進めた。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しに係る減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>&lt; I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 &gt;</p> <p>住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成37年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。</p> <p>&lt; I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 &gt;</p> <p>住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>&lt; I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 &gt;</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。</p> <p>&lt; I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 &gt;</p> <p>UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。</p> <p>&lt; I-2-3 UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 &gt;</p> <p>今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和2年度）2-①、2-③ 行政事業レビューシート番号 0004 0109

を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
/								/					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p>&lt;評定と根拠&gt;                      評定：A</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、                      「2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」としての評価をAとした。</p>	<p>「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」                      ((A4点×1項目×2)+(B3点×1項目×2)+(B3点×1項目))                      ÷(1項目+2項目×2)=3.4点                      ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。                      ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>
						<p>評定 <b>B</b></p>
						<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備について                      機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、コロナ禍においても幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、機構自らによる施策の効果把握・分析・検証により、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成の効果が確認されるとともに、一層の施策推進が期待されることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進について                      令和2年度における所期の目標を上回っていること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について</p>

						<p>令和2年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価式により決められている評定であり、大臣評定案で問題ないとする。</li> <li>・医療福祉拠点化団地の形成を進め、それをより充実化させていくこと、また、少子高齢化が進むわが国で、地方公共団体と連携も図りつつミクストコミュニティの形成を進め、子育て支援、高齢者支援の実現を図る事業は難度が高いが、引き続き機構のノウハウを活かしながら、より一層の実現を展開していただきたい。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備		
業務に関連する政策・施策	政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成37年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。  難易度：「高」 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和2年度）2-① 行政事業レビューシート番号 0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療福祉拠点化団地の 形成（計画値）	累計120 団地程度	—	20団地 (累計69 団地)	16団地 (累計100 団地)	—	—	—	予算額（百万円）	459,519	486,713	—	—	—
医療福祉拠点化団地の 形成（実績値）	—	—	35団地 (累計84 団地)	28団地 (累計112 団地)	—	—	—	決算額（百万円）	445,711	459,748	—	—	—
実績値	—	—	175%	175%	—	—	—	経常費用（百万円）	568,809	575,730	—	—	—

										経常利益（百万円）	76,549	74,358	-	-	-
										行政コスト（百万円）	632,684	663,696	-	-	-
										従事人員数（人）	1,592	1,643	-	-	-

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</b></p> <p>UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。</p> <p>これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。</p> <p>また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴</p>	<p><b>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</b></p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p><b>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</b></p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数</li> <li>新たに16団地（累計100団地）</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りサービス提供数</li> <li>・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数</li> <li>・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数</li> <li>・大学等との間で締結した連携協定等の件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数</li> <li>新たに28団地（累計112団地）</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りサービス提供数 1,017件</li> <li>・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 604戸</li> <li>・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 686戸</li> <li>・大学等との間で締結した連携協定等の件数 57件</li> </ul>	<p>I-2</p> <p>&lt;評価と根拠&gt; I-2-(1)</p> <p>評価：S</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化については、前年度までに着手した団地において、年度計画に定めた16団地を大きく上回る28団地で形成に至った。</p> <p>これにより、拠点化形成団地が累計112団地となり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）における成果目標であった令和2年度までの100団地形成を達成した。</p> <p>未曾有のコロナ禍においても、令和2年度に計画を上回る28団地の形成に至った背景は、平成26年度の施策開始当初からの姿勢である地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続したことにより、連携体制を円滑に構築できたこと、また地域関係者とのネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な拠点化施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。</p> <p>また、令和2年度新たに着手した団地の所在する地方公共団体に対しても、企画部門や福祉部門、都市整備部門など様々なチャンネルを介して積極的に拠点化に向けた働きかけを行うとともに、その他関係団体とも、何度も膝を交えなが</p>	<p>評価：A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進したこと等により、年度計画での目標「新たに16団地」に対し、実績値「新たに28団地（達成率175%）」であった。</li> </ul> <p>機構は、地域医療福祉拠点化にあたって、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍において人が集まる機会が制限される中でも、接触を伴わず実施できるイベント等の開催等を通し、ミクストコミュニティ形成に資する取組を実施した。</li> <li>・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを提供（令和2年度申込件数1,017件）した。</li> <li>・健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様である「健康寿命サポート住宅」を87団地において604戸供給し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅22,000戸の供給を維持した。また、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等により、高齢者施設を誘致（令和2年度末現在468件）した。</li> <li>・子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を実施し、子育て世帯を支援する住宅を686戸供給した。また、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等により、子育て支援施設を誘致（令和2年度末現在607件）した。</li> <li>・多様なライフスタイルへの対応として、大学や民間事業者等との連携（令和3年4月1日現在有効な連携協定数57件）を図るとともに、コロナ禍にも対応したテレワークスペース等新たなサービスを提供した。</li> </ul> <p>過年度より実施している地域医療福祉拠点化の実施状況の把握に加え、施策の効果把握を行い、効果や課題等を機構自ら分析・検証</p>

<p>重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。</p> <p>このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。</p>					<p>らの地道な話し合いを積み重ねた。その結果、新たに17団地の着手を実現し、拠点化の更なる推進のための将来に向けた一手を打つことができた。</p> <p>(平成30年度業務実績評価における外部有識者の意見を受け、)地域医療福祉拠点化の施策を進めたことによる客観的な評価手法の構築、アンケートやヒアリング等を通じた効果把握を実施するため、外部の専門家・学識経験者等による委員会を設置し、ロジックモデル(施策毎のアウトカム効果)による評価手法を確立した。具体的には各団地の様々な施策について、3つの柱13施策に分類し、施策毎に発生するアウトカム効果を整理し、ロジックモデルを構築し、実際の効果測定のため、モデル団地においてのデータ(約1万8千戸を対象としたアンケート、行政統計資料等)を収集、効果把握を実施した。拠点化に係る施策の効果については、顧客満足度向上や地域への貢献等を確認できた。今後も効果把握を継続して実施し、分析の結果を踏まえつつ、引続き、地域医療福祉拠点化を適切に推進する。</p>	<p>した。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、コロナ禍においても幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、機構自らによる施策の効果把握・分析・検証により、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成の効果が確認されるとともに、一層の施策推進が期待されることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p>
<p><b>(1)多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</b></p> <p>少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するという事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多</p>	<p><b>(1)多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</b></p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けら</p>	<p><b>(1)多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</b></p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けら</p>			<p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>(①及び②)</p> <p>洋光台北・洋光台中央・洋光台西(神奈川県横浜市磯子区)では、団地の再生を核に、地域・行政と連携する郊外住宅地の活性化モデルとして、地域関係者とともに機構も主体的に参加し平成24年に洋光台エリア会議を立ち上げ、地域の</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者は1名が「S」評定、4名が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療福祉拠点化の形成実績は28団地(達成率175%)となった。また、バリアフリー仕様の「健康寿命サポート住宅」の供給も前年に比しほぼ倍増している。</li> <li>・S評定の評価基準にある、「顕著な成果」について、法人と国交省でイメージが異なると思われるため、S評定の具体事例を示しながら、Sの評価の重さを法人にも理解してもらった方がよいのではないかと。明らかに優れた取組について、エビデンスとしても明確にすべき。</li> <li>・達成率は175%と高いものの、医療福祉拠点化できた団地の実数は28団地であり、この数値は前年度の35団地よりむしろ減少してしまっている。拠点化が難しい団地ほど後に残ることは理解できるが、それを勘案してもS評定とまでは言い難い。ただし、拠点化された団地について効果の確認を行ったことは、実績の評価に直接は考慮すべきではないものの、アウトカムの実証という意味では重要な作業であり、こうした作業にも取り組んだこと自体は評価でき、今後とも継続されることが肝要であると考え。また、新しい生活様式としてテレワークスペースの提供は評価できる試みであり、実績15団地(うち継続的に行われているのは4団地)という数字はやや物足りないとも感じられるので、こうした試みは今後も積極的に展開されたい。</li> <li>・長年の課題であった、居住者の満足度を統計的にとらえようとする取り組みを始めたことは、意欲的で優れている。これまでの機構の取り組みが評価されたことに敬意を表したい。ただし、評価のしくみはできたばかりで結果数値を絶対評価することは難しい</li> </ul>

<p>様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。</li> </ul>	<p>れる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p>	<p>れる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p>			<p>課題や将来について意見交換を行ってきた。会議では、まちのビジョンや地域の社会課題（少子高齢化、インフラ経年化、地域資源の活用等）を共有しながら、地域を再生させる一連のプロジェクトの重要な施策の1つとして地域医療福祉拠点化施策の実施が検討された。</p> <p>機構は、横浜市や地域ケアプラザ、社会福祉協議会、団地自治会等と連携し「地域ケア会議」に参加するとともに、地域のネットワーク組織である「まちまど定例会議」を立ち上げ、地域の核となるエリアマネジメント拠点「まちまど」にて、地域の情報収集・発信及び地域の活性化に資する活動や人のマッチング支援などを行った。さらに、次世代のまちの担い手を育成、地域関係者との連携体制の構築を進めたほか、医療福祉施設等の充実、居住環境の整備を推進した。特に、コミュニティ支援に当たっては、ハードとソフトの両面から複数の施策を同時並行で実施しながら、地域医療福祉拠点化の形成を推進した。</p> <p>横浜市からは「(まちまどは)地域のネットワーク拠点としての機能が充実し、地域住民の皆様に根付きつつある。」「(生活支援ADの配置により)高齢化が進む団地において、高齢者へのサポートを拡充してもらえることは、行政としても大変ありがたい。」といった評価や感謝の声を頂いている。</p> <p>また、地域住民から「(コミュニティカフェは)運営者の明るいキャラクターで気軽に立ち寄れて団地や地域の方と交流できる機会が増えた。」といった、団地を含む地</p>	<p>ため、今後同様の調査を産官学連携で継続的に行い、環境整備前後の変化や整備後の経年変化を把握することに期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉拠点化団地の形成数は、計画値に対して令和元年度と同じ175%を達成し、また、少子高齢化社会における地域の社会課題へ対応するため、行政や地域ケアプラザ、社会福祉協議会、団地自治会等と連携体制を構築し、「地域ケア会議」に参加したこと、地域によっては、地域の関係者と連携したコミュニティ形成を推進する等、様々な取り組みを行っており、ここ数年の医療福祉拠点化の取り組みは、益々充実しているようであり、素晴らしい成果と思う。また、専門家等からなる有識者委員会を設置し、施策効果の把握・分析・評価に着手したことも、超高齢化が進むわが国で、高齢者が安心して住める住環境の整備は大きな政策課題であり、医療福祉拠点化のさらなる充実化を効果測定の観点から、より質的に高めていく取り組みで評価に値するが、その成果はまだ着手したばかりで見えていないので、今後を期待する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。</li> <li>・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方</li> </ul>	<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化(以下「地域医療福祉拠点化」という。)を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世</p>	<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化(以下「地域医療福祉拠点化」という。)を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世</p>		<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、令和2年度新たに全国39団地(うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地17団地)において着手するとともに、着手済み団地のうち38団地(うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の28団地)において形成した。</p> <p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、高齢者、子育て支援施設の誘致を実施した。令和2年度末現在の高齢者施設は468件、子育て支援施設は607件となっている。</p> <p>令和元年度に引き続き、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p> <p>さらに、地域医療福祉拠点化</p>	<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、令和2年度新たに全国39団地(うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地17団地)において着手するとともに、着手済み団地のうち38団地(うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の28団地)において形成した。</p> <p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、高齢者、子育て支援施設の誘致を実施した。令和2年度末現在の高齢者施設は468件、子育て支援施設は607件となっている。</p> <p>令和元年度に引き続き、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p> <p>さらに、地域医療福祉拠点化</p>	<p>ため、今後同様の調査を産官学連携で継続的に行い、環境整備前後の変化や整備後の経年変化を把握することに期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉拠点化団地の形成数は、計画値に対して令和元年度と同じ175%を達成し、また、少子高齢化社会における地域の社会課題へ対応するため、行政や地域ケアプラザ、社会福祉協議会、団地自治会等と連携体制を構築し、「地域ケア会議」に参加したこと、地域によっては、地域の関係者と連携したコミュニティ形成を推進する等、様々な取り組みを行っており、ここ数年の医療福祉拠点化の取り組みは、益々充実しているようであり、素晴らしい成果と思う。また、専門家等からなる有識者委員会を設置し、施策効果の把握・分析・評価に着手したことも、超高齢化が進むわが国で、高齢者が安心して住める住環境の整備は大きな政策課題であり、医療福祉拠点化のさらなる充実化を効果測定の観点から、より質的に高めていく取り組みで評価に値するが、その成果はまだ着手したばかりで見えていないので、今後を期待する。</li> </ul>

<p>について検証すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。</li> <li>・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。</li> </ul>	<p>帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和5年度までに累計で120団地程度の形成を目指す。</p>	<p>帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和2年度において新たに16団地（累計で100団地）の形成を目指す。</p>		<p>の施策を進めたことによる効果を把握するため、評価手法を整理の上、効果把握及び分析を行った。</p>	<p>域内での交流が促進されたことに対する喜びの声も届いている。</p> <p>令和2年度に形成したその他団地においても、コロナ禍により対面によるコミュニケーションの継続が困難となる中、オンライン等の手法を最大限活用して、すべての地方公共団体等との協議を継続したほか、これまで培ってきた連携による信頼関係を活かした事業を実施した。</p> <p>ハイタウン塩浜団地・ハイタウン塩浜第二団地（千葉県市川市）では、令和2年度にコミュニティ拠点運営事業者と機構の共催により、団地敷地を活かし野菜栽培等のイベントを実施。幅広い世帯の方々（団地居住者や地域住民）が参加し、作業をともにすることによる一体感を育むなどミクストコミュニティ形成を推進した。市川市からは、「当団地地域で生じた課題への対応が市全体にも活かせる」といった声をいただいているほか、「団地の取組みはとて面白いことだと思っていて、団地をとて気に入っている」という居住者からの声もあり、コミュニティ活動が団地を含む地域への愛着を高めることに一役買っている。</p> <p>泉北茶山台二丁目団地・泉北茶山台三丁目団地（大阪府堺市）では、スーパー事業者等と連携し、コロナ禍において外出機会が減少した高齢者等の買い物支援として週2回の移動販売を実施。居住者からは、「団地内で新鮮な食材や日用品が買えて便利。買い物の前後に友人と会話できるのも楽しみの一つ」といった声が寄せられ、生活利便性の向上とともに、住民間の日常</p>
	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支えあいの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>		<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進しミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等のハード改修と並行してコミュニティ形成に資するイベントの開催などソフト面の事業も実施。コロナ禍において、施設整備の円滑な進行やイベントの開催に困難が生じる中、国の指針等に則り感染予防対策を徹底し、創意工夫しながら事業を推進した。</p> <p>洋光台中央団地（神奈川県横浜市磯子区）では、過年度に立体的な賑わいを創出することを目指して広場を改修。広場を取り囲むように配置されている施設街区の中に、機構と横浜市等が運営するエリアマネジメント拠点「まちまど」が開設されている。令和2年度は、コロナ禍により活</p>	<p>泉北茶山台二丁目団地・泉北茶山台三丁目団地（大阪府堺市）では、スーパー事業者等と連携し、コロナ禍において外出機会が減少した高齢者等の買い物支援として週2回の移動販売を実施。居住者からは、「団地内で新鮮な食材や日用品が買えて便利。買い物の前後に友人と会話できるのも楽しみの一つ」といった声が寄せられ、生活利便性の向上とともに、住民間の日常</p>

					<p>動が著しく制約される中、情報発信や人材のマッチング支援を引き続き実施した。</p> <p>洋光台北団地（同上）では、令和2年度に豊かな屋外空間を象徴している団地内広場を改修。公園の内と外を仕切る柵を撤去し芝生を敷き詰め、誰もが自然に立ち寄れる開放的な空間を創出した。同時に広場の団地入口に集積する集会所、管理サービス事務所、サンクンガーデン等の屋外部分を含む共用部建物等も改修し、カフェとしての機能を有するコミュニティスペースを併設するとともに、運営を担う居住者団体の立ち上げを支援した。さらに、広場等への本の持ち出し可能な「団地のライブラリー」を施設内に設置したことも相まって、利用者が広場とコミュニティスペースを一体的に使用できる空間となった。</p> <p>ハイタウン塩浜団地・ハイタウン塩浜第二団地（千葉県市川市）では、団地内施設でコミュニティカフェを運営する事業者と共催で、団地敷地を活用した多世代が楽しめる野菜栽培等のイベントを実施した。</p> <p>泉北茶山台二丁団地・泉北茶山台三丁団地（大阪府堺市）では、コロナ禍における買い物支援として、スーパー事業者が運営する移動販売車を誘致した。また、民間事業者や大学等と連携し地域一体で開催された多世代交流イベント</p>	<p>的なコミュニケーションを生み出す機会となっている。また、団地最寄りの泉北高速鉄道泉ヶ丘駅前周辺エリアの活性化を図るイベントを、南海電鉄・近畿大学医学部・大阪経済大学・観音山フルーツガーデン等と連携して「つながる days」を屋外（泉ヶ丘駅前広場）で実施。子ども連れの参加者からは、「遠出の外出を控えている中、近場で子どもと一緒に楽しめるイベントがあってよかった。今後も続けて欲しい」との声が上がるなど、泉北NTエリアの活性化・多世代交流に資する事業として更なる発展が期待される。</p> <p>③及び④</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備については、賃貸住宅ストックの多様な活用を図り、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅の供給や子育て世帯を支援する住宅供給等を適切に実施するとともに、高齢者等の安心を高める見守りサービスの提供など、居住者の居住の安定の確保に係る各施策を実施した。</p> <p>また、団地に常駐し、高齢者に対する見守りや相談対応などの居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーを配置し、居住者の安心感の醸成に寄与するとともに、地域ケア会議などの会議体にも出席し、地域関係者との連携を一層深化させた。</p> <p>⑤</p> <p>コロナ禍で在宅勤務等、働き方</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>		<p>に機構として参加した。</p> <p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動等に伴う転倒の防止等に配慮することにより、ケガをしにくい、させない住宅とすることで、健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様である「健康寿命サポート住宅」を供給（87団地604戸）し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の22,000戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを引き続き提供した。（令和2年度申込件数は1,017件）</p> <p>&lt;見守りサービスの内容&gt; 民間事業者による人感センサーで日常生活の動きを検知し、本人に確認の電話をした上で、登録先の親族等に電話連絡するサービス。 また、本人や登録先の親族等に連絡が取れない場合には、機構が状況確認に伺う。</p>	<p>が多様化する中で、集会所やモデルルーム等を活用して、15団地において、テレワークスペースの提供を実施した。利用者からは、「通勤時間が無くなり、すぐにオン・オフの切り替えができる」、「家族に気兼ねなくテレワークができる」といった声が寄せられており、好評を得た。</p> <p>また、コロナ禍で外出自粛等が求められ自宅に籠りがちな居住者への支援として、居住者の負担軽減及び利便性の向上と団地内の安全・安心な環境での心身のリフレッシュを図るとともに、自粛等で影響を受けた飲食事業者の営業機会の創出を目的に7団地において、キッチンカーの誘致を試行した。利用者からは、「団地での食の楽しみが増えた」、「これからも継続して欲しい」といった声が、事業者からも「多くのお客様が来店され他団地での実施可能性も検討したい」といった声が寄せられ、双方から好評であったことから、本格実施に移行し、令和3年2月から登録事業者の募集を開始した。</p> <p>さらに、ウィズコロナ時代における団地屋外での“新しい暮らし”への提案として、マルシェやアクティビティなど、団地の屋外空間を活用した催し「STAY DANCHI」を開催した。</p> <p>成瀬駅前ハイツ団地（東京都町田市）では、団地敷地内に近隣の生産者が生産した野菜や食品を並べた「プチマルシェ」や民間事業者によるテイクアウトフードを提供。さらに、その催しに併せて団地内店舗に出店したシェアキッチン&amp;コワーキングスペースの複合シェ</p>	
<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮し</p>	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮し</p>		<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大2割減額する「子育て割」に</p>		

<p>た設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>	<p>た設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>	<p>た設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>	<p>た設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>	<p>ついて、引き続き着実に供給。令和2年度は新たに686戸の供給を行った。</p> <p>また、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、子育て支援施設等の誘致を実施した。令和2年度末現在の子育て支援施設は607件となっている。(再掲)</p>	<p>アサービズ拠点「TENT成瀬」がオープンし、店舗のオープンを検討している方がシェアキッチンを利用することで開業に向けた準備ができるほか、コワーキングスペースの開設により職住近接の働き方・住まい方の実現を支援する環境を整えた。</p> <p>みさと団地(埼玉県三郷市)では、緊急事態宣言の影響により、当初開催を予定していた令和3年1月から3ヶ月延期し令和3年4月開催となったものの、団地活性化と地方創生を目指し、団地と地方の生産者をつなぐ「プチマルシェ」を企画。コロナ禍により販路が縮小した地方の生産者を支援するとともに、居住者へ新鮮な野菜や魚を購入できる機会を生み出した。また、団地内の移動負担を軽減することを目的に、小型モビリティ・無人宅配ロボットの実証実験が行われた。さらに、パナソニック(株)が運営する移動型コミュニティ「100BANCH BOX SQUARE」によるオープンカフェや、(株)ポーネルドによる移動あそび場「PLAY BUS」を招致し、団地の空きスペースを利用して大人も子どもも楽しめる空間を創出した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を上回る顕著な成果をあげた点を考慮し、S評定とする。</p>
<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中、これまで蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、新たなサービスを試行的に実施した。</p> <p>具体的には、集会所やモデルルームにWi-Fi設備を新設しテレワークスペースとして開放したり、キッチンカーや移動販売の誘致、民間事業者との連携による団地内での野菜販売を実施した。</p> <p>その他、ライフスタイルが多様化する現状に対応するため、大学や民間事業者等との連携を推進。令和2年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和3年4月1日現在で有効な連携協定数は57件となっている。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中、これまで蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、新たなサービスを試行的に実施した。</p> <p>具体的には、集会所やモデルルームにWi-Fi設備を新設しテレワークスペースとして開放したり、キッチンカーや移動販売の誘致、民間事業者との連携による団地内での野菜販売を実施した。</p> <p>その他、ライフスタイルが多様化する現状に対応するため、大学や民間事業者等との連携を推進。令和2年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和3年4月1日現在で有効な連携協定数は57件となっている。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中、これまで蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、新たなサービスを試行的に実施した。</p> <p>具体的には、集会所やモデルルームにWi-Fi設備を新設しテレワークスペースとして開放したり、キッチンカーや移動販売の誘致、民間事業者との連携による団地内での野菜販売を実施した。</p> <p>その他、ライフスタイルが多様化する現状に対応するため、大学や民間事業者等との連携を推進。令和2年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和3年4月1日現在で有効な連携協定数は57件となっている。</p>

4. その他参考情報

無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標7：都市再生・地域再生の推進 施策目標25：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。  難易度：「高」 UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和2年度）2-①、2-⑩ 行政事業レビューシート番号 0004 0109

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（計画値）	概ね 過半	—	50%	50%	—	—		予算額（百万円）	459,519	486,713	—	—	—
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給	—	—	78%	75%	—	—	—	決算額（百万円）	445,711	459,748	—	—	—

割合（実績値）														
実績率	—	—	156%	150%	—	—	—	—	経常費用（百万円）	568,80	575,730	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	76,549	74,358	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	—	—	—	

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</b></p> <p>国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。</li> <li>・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシ</li> </ul>	<p><b>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</b></p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複</p>	<p><b>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</b></p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 50%</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック削減戸数</li> <li>・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 75%</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック削減戸数 3,621 戸</li> <li>・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 33 件（令和3年3月末時点で有効なもの）</li> </ul> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地への再生を推進した。</p> <p>事業の実施に当たっては、建替住宅を1,290戸（千里竹見台団地460戸（大阪府吹田市）、新千里東町団地380戸（大阪府豊中市）ほか2団地450戸）供給するとともに、UR賃貸住宅ストックを3,621戸削減し、資産の良質化とストック量の適正化を両輪で推進した。</p> <p>また、事業を予定する団地において、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。（令和2年度契約件数 37 団地</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-2-(2)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>地域に必要な拠点機能等の整備のため、団地再生事業により供給した整備敷地等12件のうち、9件（業務実績欄において前掲）は、地方公共団体の意向や地域住民の期待に沿った新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的に供給した。なお、そのうち6件は、保育施設や高齢者生活支援施設の用地供給であり、ミクストコミュニティの実現に大きく貢献した。</p> <p>UR賃貸住宅における資産の良質化とストック量の適正化のため、建替後住宅を1,290戸供給するとともに、コロナ禍でも居住者説明会等では丁寧な対応に努め、3,621戸のストックを削減した。</p> <p>具体的には、新型コロナウイルス感染症への対応として、事業に伴う居住者説明会では、従来の一堂に会する開催方法に代えて、感染防止対策を講じた上で参加人数を抑えた説明会を複数回開催する方法、説明資料を各戸配付した上で予約制の個別質問会を開催する方法等の工夫を行って、事業を推進した。</p> <p>また、地方公共団体との連携構築・強化を図るため、新たに2団体（東京都北区、千葉県習志野市）との間で連携協定等を締結し、有効な連携協定等は33件（令和3年3月末時点）となった。なお、新たな連携協定等のうち、習志野市とは、市内全団地での包括的な連携体制を構築し、東京都北区とは、区有地との一体活用を図り、拠点形成等の実現に向け、連携を強化した。</p> <p>このように、地方公共団体等と連携を図りながら、団地再生事業により、地域</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、年度計画での目標「50%」に対し、実績値「75%（達成率150%）」であった。</li> </ul> <p>機構は、団地再生事業にあたって、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替住宅の供給とともに、コロナ禍においても接触機会を減らしながら、居住者に対する説明会や移転折衝を行い、3,621戸のストックを削減し、資産の良質化とストック量の適正化を推進した。</li> <li>・整備敷地等への新たな機能導入又は既存機能の強化の検討に当たり、地方公共団体等との間で連携協定等を締結（令和2年度に新たに締結した2団体を含め、有効な連携協定等の件数は33件（令和2年度末時点））し、地方公共団体等との連携構築・関係強化を図った。</li> </ul> <p>地域の関係者等から整備敷地等に導入された新たな機能等に対する期待の声等も寄せられている。</p> <p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を上回っていること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者は1名が「A」評定、4名が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p>

<p>ティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。</p>	<p>合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>		<p>532件)</p> <p>全面借地方式市街地住宅については、土地所有者等と協議し、15団地の譲渡、返還等の手続を完了した。</p> <p>特別借賃貸住宅については、期間満了に伴い建物所有者に2団地を返還した。</p>	<p>に必要とされる多様な機能を導入し、地域関係者も新たな機能の実現に高く期待していることから、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に大きく貢献した。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>草加松原団地では、団地の建替えを契機に、草加市等と連携し、駅西側地域のまちづくりを推進しており、令和2年度は、生活交流拠点ゾーンにおける児童センター及び商業施設用地を供給し、地域に必要な拠点機能を導入した。地元や市等は、児童センターによる多世代交流の実現、商業施設による地域の集える空間（商業施設のテラス等）の実現等に期待している。</p> <p>鳴子団地では、名古屋市から保育施設の整備に係る依頼を受け、市と事業者公募に関する確認書を交換し、市が選定した事業者に保育施設用地を供給した。保育園の早期開設（令和3年4月）が実現され、市は、施設不足の地域で事業者公募が可能となったことや保育施設利用の選択肢を増やせたことを評価しており、団地自治会は、子供が増えることよる活気や交流に期待している。</p> <p>南花台団地では、河内長野市からの依頼を受け、土砂災害警戒区域内に所在し、防災上の課題を抱えた近隣の保育園に移転先用地を供給した。市は、防災上の課題解決を評価すると共に、地域の若返り等に期待しており、保育園利用者は、スーパーや公園隣接による利便性向上に期待している。</p> <p>梅ノ木団地では、水巻町等からの依頼を受け、送迎時の駐車場不足の課題を抱えた隣接の認定こども園に施設の駐車場用地を供給し、保育利用者は、送迎時の混雑緩和やイベント時の利便性向上（例えば、今迄の運動会では、遠方の駐車</p>	<p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅の資産の良質化とストック量の適正化に関しては前年よりペースダウンしているが、持続可能な活力あるまちづくりへの貢献は150%の達成率である。</li> <li>・子育て支援や医療施設の整備に加えて、多世代交流によって地域の魅力を高める各種の活動が着実に進んでいる。</li> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合は、ほぼ昨年と同様な数値となっているが、ストック削減戸数は大幅に実績を伸ばしている。保育施設等用地を供給して子育て支援を図るほか、高齢者生活支援等にも取り組んでおり、令和2年度は、新たに2件の地方公共団体との連携協定等も締結したとのことであるので、持続可能で活力ある地域・まちづくり推進のために取組を着実に実施していると思う。引き続き頑張りたい。</li> <li>・整備敷地の規模にもよることは理解できるが、機構の社会的役割を考えると、整備敷地に地域で求められる新たな機能を導入又は既存の機能強化を図ることはデフォルトに近いと考えるべきではないか。達成率は150%と数値としては高いもののA評定とするには抵抗があり、I-1-(1)がB評価であることと比較考量すればB評定が妥当であると考え。</li> <li>・1つの指標では成果が測れないのであれば、定量的な指標をもう1つくらい設定してみてはどうか。法人としては指標を目標として努力をしている反面、質的な部分で評価を落とすと指標に向けて努力している法人のモチベーションが下がるので、望ましくない。次に目標を策定する際には、これまでの指標のあり方を見直して、成果を網羅した指標が設定されるよう取り組んでもらいたい。</li> </ul>
	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要な拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要な拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点</p>		<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>地方公共団体との連携構築・強化を図るため、地方公共団体との間で新たに2件*の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は33件（令和3年3月末時点）となった。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都北区（赤羽台周辺地区のゲートウェイ形成を軸とした土地の一体活用に関する連携協定）</li> <li>・千葉県習志野市（連携協力によるまちづくりに関する包括協定）</li> </ul> <p>なお、団地再生事業以外にも、団地集会所の改修（泉北桃山台一丁団地（大阪府）コミュニティ形成拠点「ももポート」）や、賃貸施設への施設誘致（成瀬駅前ハイツ団地（東京都）複合シェアサービス拠点「TENT成瀬」）等を行い、地域拠点を整備した。</p>	<p>（商業施設のテラス等）の実現等に期待している。</p> <p>鳴子団地では、名古屋市から保育施設の整備に係る依頼を受け、市と事業者公募に関する確認書を交換し、市が選定した事業者に保育施設用地を供給した。保育園の早期開設（令和3年4月）が実現され、市は、施設不足の地域で事業者公募が可能となったことや保育施設利用の選択肢を増やせたことを評価しており、団地自治会は、子供が増えることよる活気や交流に期待している。</p> <p>南花台団地では、河内長野市からの依頼を受け、土砂災害警戒区域内に所在し、防災上の課題を抱えた近隣の保育園に移転先用地を供給した。市は、防災上の課題解決を評価すると共に、地域の若返り等に期待しており、保育園利用者は、スーパーや公園隣接による利便性向上に期待している。</p> <p>梅ノ木団地では、水巻町等からの依頼を受け、送迎時の駐車場不足の課題を抱えた隣接の認定こども園に施設の駐車場用地を供給し、保育利用者は、送迎時の混雑緩和やイベント時の利便性向上（例えば、今迄の運動会では、遠方の駐車</p>	<p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UR賃貸住宅の資産の良質化とストック量の適正化に関しては前年よりペースダウンしているが、持続可能な活力あるまちづくりへの貢献は150%の達成率である。</li> <li>・子育て支援や医療施設の整備に加えて、多世代交流によって地域の魅力を高める各種の活動が着実に進んでいる。</li> <li>・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合は、ほぼ昨年と同様な数値となっているが、ストック削減戸数は大幅に実績を伸ばしている。保育施設等用地を供給して子育て支援を図るほか、高齢者生活支援等にも取り組んでおり、令和2年度は、新たに2件の地方公共団体との連携協定等も締結したとのことであるので、持続可能で活力ある地域・まちづくり推進のために取組を着実に実施していると思う。引き続き頑張りたい。</li> <li>・整備敷地の規模にもよることは理解できるが、機構の社会的役割を考えると、整備敷地に地域で求められる新たな機能を導入又は既存の機能強化を図ることはデフォルトに近いと考えるべきではないか。達成率は150%と数値としては高いもののA評定とするには抵抗があり、I-1-(1)がB評価であることと比較考量すればB評定が妥当であると考え。</li> <li>・1つの指標では成果が測れないのであれば、定量的な指標をもう1つくらい設定してみてはどうか。法人としては指標を目標として努力をしている反面、質的な部分で評価を落とすと指標に向けて努力している法人のモチベーションが下がるので、望ましくない。次に目標を策定する際には、これまでの指標のあり方を見直して、成果を網羅した指標が設定されるよう取り組んでもらいたい。</li> </ul>

	<p>機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p> <p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、概ね過半を目指す。</p>	<p>機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p> <p>これらの施策を推進することにより、令和2年度において団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、50%を目指す。</p>		<p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給した整備敷地等（全12件）のうち、9件*については、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した（全体の約75%）。</p> <p>※ 主な用途（対象9件：団地名等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援：5件（①草加松原団地（埼玉県草加市）児童センター、②武里団地（埼玉県春日部市）保育施設、③鳴子団地（愛知県名古屋市）保育園、④南花台団地（大阪府河内長野市）認定こども園、⑤梅ノ木団地（福岡県遠賀郡水巻町）認定こども園駐車場）</li> <li>・ 高齢者生活支援：1件（鳴子団地・有料老人ホーム等）</li> <li>・ 利便：3件（①豊四季台団地（千葉県柏市）商業施設、②草加松原団地・商業施設、③鶴舞団地（奈良県奈良市）生活利便施設）</li> </ul> <p>（この他、住宅用途：3件（豊四季台団地、浜甲子園団地（兵庫県西宮市）、梅ノ木団地））</p>	<p>場からシャトルバスで往来していたが、駐車場用地により施設に駐車可能となったこと）等を評価している。</p> <p>また、子育て支援以外にも、地域のコミュニティ形成を目的に、カフェ等の併設を公募条件に付加し、介護福祉施設用地を供給した鳴子団地や、団地内の公園近接の敷地に、子育て・高齢者の支援に資する公募条件（例えば、イートインスペース、おむつ替えスペース等設置、高齢者等の積極的な雇用等）を付加し、コンビニエンスストア用地を供給した豊四季台団地など、公募条件を工夫することにより、高齢者生活支援（1件）や多世代にとっての利便性向上（3件）に資する整備敷地等を供給した。団地自治会等は、多世代交流や利便性向上等に期待しており、地域の魅力・価値の向上に寄与した。</p> <p>団地再生事業以外にも、団地集会所の改修（泉北桃山台一丁団地（大阪府）では、機構が集会所を改修し、地域住民の方も利用できるコミュニティ形成拠点を整備）や、賃貸施設への施設誘致（成瀬駅前ハイツ団地（東京都）では、賃貸施設に新たな事業提案を公募し、複合シェアサービス拠点（シェアキッチン及びコワーキングスペース）を整備）等により、社会環境の変化等に柔軟に対応し、UR団地を地域に開かれた貴重な資源として、団地の機能を多様化した。</p> <p>一方、令和元年度に供給した7件の整備敷地等についても、令和元年度に施設開設した1件（浜見平団地（神奈川県）・公園）に加え、順次、施設開設（高根台団地（千葉県）にて、令和3年春に高齢者支援施設及び医療施設2件が開設）やイベント（日の里団地（福岡県）にて、令和2年11月に生活利便施設オープンに向けたイベント開催）、施設整備等（建設工事中2件、計画検討中1件）が具体化</p>	
--	--	--	--	---	---	--

					<p>され、地域の関係者等から期待の声を頂くと共に、地域・まちづくりの実現を確認した。</p> <p>以上のとおり、居住者から移転等に対する理解等を得ることによってはじめて創出できる整備敷地等に、地域の価値や魅力の向上に資する機能を導入するという、困難度かつ重要度の高い定量目標について、計画値を大きく上回る実績（計画値対比 150%）を達成し、持続可能で活力ある地域・まちづくりを着実に推進し、地域関係者も当該機能に高く期待していることから、A評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報	
無し	

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現		
業務に関連する政策・施策	政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和2年度）2-① 行政事業レビューシート番号 0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バリアフリー化を図った住宅の割合（計画値）	60%	—	56%	57%	—	—		予算額（百万円）	459,519	486,713	—	—	—
バリアフリー化を図った住宅の割合（実績値）	—	—	57.0%	59.0%	—	—		決算額（百万円）	445,711	459,748	—	—	—
達成率	—	—	102%	104%	—	—		経常費用（百万円）	568,809	575,730	—	—	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施）（計画値）	95%以上 (200棟)	—	— (30棟)	— (40棟)	— (—)	— (—)	— (—)	経常利益（百万円）	76,549	74,358	—	—	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施）（実績値）	—	—	— (44棟)	— (65棟)	— (—)	— (—)	— (—)	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	—	—	—
達成率	—	—	147%	163%	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</b></p> <p>UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。</li> <li>・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。</li> <li>・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。</li> <li>・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々</li> </ul>	<p><b>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</b></p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p> <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率は、令和5年度末時点において60%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の</p>	<p><b>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</b></p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p> <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率は、令和2年度末時点において57%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を図った住宅の割合 57%以上</li> <li>・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 40棟の耐震改修等を実施</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を図った住宅の割合 59.0%</li> <li>・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 65棟の耐震改修等を実施</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リノベーション住宅の供給戸数 10,933戸</li> <li>・建替住宅の供給戸数 1,290戸</li> </ul> <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えによる住宅を1,290戸供給し、改修では、リノベーション住宅を10,933戸供給するとともに、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進した。これらにより、UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、59.0%となった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-2-(3)</p> <p>評定：B</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>コロナ禍において、住まいという居住者のライフラインを預かる事業体として、感染拡大防止に最大限配慮した上で、顧客対応窓口の営業を継続するとともに、多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等の業務を継続し、居住者等の日常生活をサポートした。</p> <p>また、コロナ禍における新しい生活様式への対応として、在宅勤務等に対応した住宅の供給、契約手続きの一部オンライン化、マナー動画による外国人世帯に対する円滑な入居支援(トラブルの防止)、集会所等を活用したテレワークスペースの提供及び団地内の豊かな空間を活用し、キッチンカー等の誘致(再掲)等を実施した。</p> <p>さらに、家賃の支払いが困難となった居住者等に対して、可能な限り居住の安定を図るため、公的給付に関する情報提供及び行政の福祉窓口の紹介等を行うとともに、家賃分割支払により居住者等への必要な配慮を行いながら丁寧に対応した。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 国民の多様化する居住ニーズへの対応としては、建替えによる住宅やリノベーション住宅の供給、バリアフリー化等の改修を実施し、UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合は、令和2年度末で59.0%と、計画(57%以上)を達成した。</p> <p>コロナ禍において、感染拡大防止に</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、年度計画での目標「57%以上」に対し、実績値「59%」(達成率104%)であった。</li> <li>・UR賃貸住宅ストックの耐震改修等の実施にあたって、工期管理の徹底や用途廃止に向けた丁寧な居住者折衝等を行い、耐震改修工事や団地再編に伴う除却工事を推進したことにより、年度計画での目標「40棟の耐震改修等を実施」に対し、実績値「65棟の耐震改修等を実施(達成率163%)」であった。</li> </ul> <p>機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実にあたって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えにより1,290戸の住宅を、改修により10,933戸のリノベーション住宅を供給した。</li> <li>・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施した。</li> <li>・近居割など様々な入居制度を活用し、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応した。</li> <li>・低所得の高齢者世帯等の居住の安定を図るため、適切な家賃減額を実施した。</li> <li>・在宅勤務等新たなニーズに対応した住宅の供給やコロナ禍における家賃の分割支払い等による居住者への配慮等を図った。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p>

<p>な制度を活用したサービスの提供を推進すること。</p> <p>・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。</p>	<p>全部又は一部がなされた住宅の割合</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とする。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>	<p>全部又は一部がなされた住宅の割合</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施する。令和2年度においては40棟の耐震改修等を実施し、令和3年度以降も計画的に耐震改修等を行うことにより、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とすることを旨とする。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>		<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和2年度においては65棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合は約94.8%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障がい者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径2km）のUR賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施（近居割対象1,168団地、近居割ワイド対象138エリア561団地）し、本制度による契約件数は6,439件となった。</p> <p>また、コロナ禍においても、オンラインによる対応も含め、居住者団体等との懇談会等を継続し、意思疎通を図ることで、信頼関係の強化に努めた。さらに、コロナ禍に対応するため、</p>	<p>最大限の注意を払うとともに、居住者へ理解・協力を求め、着実に業務を実施した結果、中期計画（60%以上）に対する進捗率は80.3%と計画を大幅に上回るペースで推移した。</p> <p>なお、リノベーション住宅の供給に当たっては、民間事業者と連携し、在宅勤務等、コロナ禍における新たなニーズに対応した住宅の供給も行った。さらに、住宅だけでなく、共用部分の改修や地域コミュニティの形成等にも連携するため、民間事業者との協業を拡大し、令和3年度から実施する予定としている。</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供のため、適時・適切な修繕・維持管理等を実施し、計画的修繕、耐震改修等を着実に進めた。</p> <p>特に耐震改修等は、耐震改修工事の工期管理を徹底するとともに、用途廃止に向けた居住者折衝等を丁寧に行ったことで、計画（40棟）を上回る65棟で実施した。</p> <p>また、コロナ禍においても、感染拡大防止に最大限配慮しつつ、業務を継続し、居住者等の日常生活をサポートするとともに、新しい生活様式に対応するため、次の施策を実施した。</p> <p>イ 契約内容説明のオンライン化</p> <p>契約手続きの非対面化を目的として、手続きの一部オンライン化を実施した。令和3年2月から本格実施し、令和2年度で約50件の利用があった。</p> <p>利用者からは、「営業センターに向く必要がなく、非常に便利」、「コロナ禍で電車を利用せず契約できるのは安全安心の面でありがたい」といった声が聞かれ、顧客満足の上にも寄与した。</p> <p>ロ 外国人向けマナー動画の作成</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者5名全員が「B」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化率の実績が高くなっていることは、着実な努力の成果と認められる。UR賃貸住宅は入居障壁が低いため、外国人世帯が集まって住む傾向がある。今後外国人居住者が増加していく中で、先駆的な取組を行って、民間事業者の参考になるところが多数ある。年度評価にあたって、バリアフリーや耐震化など数値を急激に上げることが困難な取組については、達成率の数値に加えて、前年度からの達成率の伸びも参考としたい。</li> <li>・住宅セーフティネットとしての役割の充実化等の多様なニーズに応えることができた。</li> <li>・バリアフリー化、耐震改修ともに計画を上回って達成されており、評価できる。今後とも継続的に努力されたい。</li> <li>・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。</li> </ul>
--	--	--	--	---	--	--

<p>契約手続きの一部オンライン化、マナー動画による外国人世帯への円滑な入居支援、集会所等を活用したテレワークスペースの提供及び団地へのキッチンカー等の誘致を行った。(再掲) また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を約 200 回開催した。</p>	<p>コロナ禍で在宅時間が長期化する中、日本の文化や住まい方のルールを知らないことが原因で生じるトラブル防止を目的に集合住宅の住まい方についての周知動画を作成した。(英・中・韓・ポルトガル・ベトナムの5カ国語に対応)  YouTube で公開することで、好きな時間に視聴できる環境を整備し、外国人世帯の円滑な入居を支援した。</p>	
<p>③ 居住者の居住の安定の確保 UR賃貸住宅に居住する低所得高齢者世帯等(約18,800世帯)について、国から財政支援約4.0億円を得て、総額約9.2億円の家賃減額を実施した。 また、高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)に入居する低所得高齢者世帯(約21,700世帯*)については、国から財政支援約23億円を得て、総額約56億円の家賃減額を実施した。 平成28年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施した健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯(約1,200世帯)について、国から財政支援約0.6億円を得て、総額約1.2億円の家賃減額を実施した。 子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大2割減額する「子育て割」(約3,000世帯)については、国から財政支援約2.2億円を得て、総額約4.4億円の家賃減額を実施した。 (*減額適用世帯数は管理戸数である。)</p>	<p>ハ 集会所等を活用したテレワークスペースの提供 コロナ禍で在宅勤務等、働き方が多様化する中で、集会所やモデルルーム等を活用して、15団地において、テレワークスペースの提供を実施した。 利用者からは、「通勤時間が無くなり、すぐにオン・オフの切り替えができる」、「家族に気兼ねなくテレワークができる」といった声が寄せられており、好評を得た。(再掲) ニ 団地へのキッチンカー等の誘致 コロナ禍で外出自粛等が求められた中で、居住者の負担軽減及び利便性の向上を図るとともに、自粛等で影響を受けた飲食事業者の営業機会の創出を目的に7団地において、キッチンカー等の誘致を試行した。 利用者からは、「団地での食の楽しみが増えた」、「これからも継続して欲しい」といった声が、事業者からも「多くのお客様が来店され他団地での実施可能性も検討したい」といった声が寄せられ、双方から好評であったことから、本格実施に移行し、令和3年2月から登録事業者の募集を開始した。(再掲)</p>	<p>③ 居住者の居住の安定の確保のため、コロナ禍において、家賃等の支払いが困難となった居住者等に対して、</p>
	<p>③ 居住者の居住の安定の確保 UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>	<p>③ 居住者の居住の安定の確保 UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>

				<p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者（約 23,800 世帯（うち低所得高齢者世帯等約 15,500 世帯））について、国から財政支援約 59 億円を得つつ、総額約 79 億円（うち低所得高齢者世帯等約 64 億円）の家賃減額を実施した。</p> <p>上記に加え、コロナ禍において、可能な限り居住の安定を図るため、公的給付に関する情報提供及び行政の福祉窓口の紹介等を行うとともに、分割支払いにより居住者への必要な配慮を行いながら丁寧に対応した。</p>	<p>公的給付に関する情報提供及び行政の福祉窓口の紹介等を行うとともに、滞納家賃と通常家賃の合計額を計画的にお支払いいただく「分割支払」により、居住者等への必要な配慮を行いながら丁寧に対応した。</p> <p>令和 2 年度末時点において、分割支払の適用者は、約 2,000 件となっている。</p> <p>以上のとおり、コロナ禍においても業務を継続し、賃貸住宅ストックの価値向上を実現していることに加え、世帯属性に左右されない募集の継続等により、民間市場で入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としての機能を担うとともに、コロナ禍に対応した新たな施策を講じることにより、住宅セーフティネットの役割を引き続き果たしている。</p> <p>これらを踏まえ、B 評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項及び第 2 項第 3 号等
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）において、平成 28 年度から平成 32 年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
/								予算額（百万円）	73,788	55,528	—	—	—
								決算額（百万円）	60,533	43,784	—	—	—
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	—	—	—
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	—	—	—
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	—	—	—
								従事人員数（人）	245	189	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。</p> <p>このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>－</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施</li> <li>・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>復興支援体制については、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業の終盤を迎え、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、完成時期の遵守と施工品質の確保を両立させながら、事業を着実に実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を本格化する中で、福島県の原子力災害被災地域の復興を支援する体制を強化した。</p> <p>(ソフト支援を推進する専門課の設置等 令和元年度末58名⇒令和2年度末68名)</p> <p>津波被災地域における復興市街地整備事業においては、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM(コンストラクション・マネジメント)方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、事業の着実な推進を図るとともに、事業完了に伴い体制を見直した(岩手震災復興支援本部と宮城震災復興支援本部の統合、復興支援事務所を3か所閉所)。</p>	<p>I-3</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; I-3-(1)(2)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業の総仕上げを行う一方、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」に向け必要な支援を行うことで、引き続き機構の最優先業務に位置付け実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、一部地域において立入り規制が続く困難な状況の中、ハード面だけでなく、ソフト支援の更なる推進を図るため、専門課を設置する等、町のニーズに応じてハード・ソフト両面から幅広く復興まちづくりを支援した。</p> <p>復興市街地整備事業では、復興市街地整備事業の全ての宅地等の引渡し完了し、災害公営住宅についても全ての引渡しが完了した。また、整備完了後も賑わい再生や土地利活用促進に向けたソフト支援を行った。これらの支援により、各被災市町の復興計画のスケジュールに沿って受託した各事業を円滑かつ迅速に進めるとともに、復興の着実な推進に寄与した。</p> <p>このように、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施し、令和2年度における目標を達成したことは評価できる。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域にお</p>	<p>評定：A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業の総仕上げを行う一方、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」に向け必要な支援を行うとして、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、遅延することなく、計画通りに事業を着実に実施した。</li> </ul> <p>機構は、東日本大震災からの復興に係る業務に当たって、①福島県の原子力災害被災地域における復興市街地整備事業の推進を図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>①福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施に当たってより困難な側面がある中、3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた3地区約117ha及び平成30年度以降に双葉町、大熊町から新たに受託した2地区44haの計5地区171haの復興拠点整備事業について、2地区で全ての引渡しを完了、1地区で11haの一部引渡し完了、1地区で工事進捗、1地区で事業認可と、着実に事業を実施した。</li> <li>・ハード面だけでなく、避難者が帰町できる環境づくりに向けてソフト支援の更なる推進を図るため、専門課を設置する等により体制を強化し、町のニーズに応じてハード・ソフト両面から幅広く復興まちづくりを支援した。</li> </ul> <p>②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12自治体から委託を受けていた22地区約1,314haの事業について、CM方式による工期短縮などの機構の有する事業ノウハウの最大限の活用が成果につながり、全ての宅地等の引き渡しが完了した。</li> <li>・また、整備完了後も、整備した中心市街地の魅力の効果的な情報発信方策の策定について市の支援を行うなど、賑</li> </ul>

	<p><b>推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>	<p><b>の推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>		<p>災害公営住宅整備事業においては、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅の建設工事が完了し、引渡しを行った。（現地復興支援体制：令和元年度末：243名⇒令和2年度末：186名）</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p><b>【大熊町】</b></p> <p>平成29年度に町から受託した大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業においては、工事を着実に進めた結果、令和2年9月までに地区内の道路用地、交流施設用地等（約8ha・累計18ha）について町への引渡しを実施し、全ての土地の引渡しが完了した。</p> <p>なお、同地区においては、令和元年度、避難指示解除となっており、令和元年6月の災害公営住宅（第1期）への入居に続き、令和2年5月に災害公営住宅（第2期、機構が基本計画策定を支援）等の入居が始まっている。</p> <p>一方、地区におけるソフト面の支援として、地区内の公的施設（商業施設、交流・宿泊・温浴施設、診療所）の整備に係る発注者支援についてもハード整備と一体的に推進した。その結果、診療所は福祉施設の</p>	<p>ける支援</p> <p>福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した5地区の復興拠点整備事業を着実に推進した。また、発注者支援や地域再生の支援などハード・ソフト両面から支援を実施した。これらにより、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p> <p>原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施に当たってより困難な側面がある中、避難者が帰町できる環境づくりや関係人口の創出等に向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進め、被災地の早期の復興に貢献した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、22地区1,314haの面整備を機構が実施した。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施し、また、各地区内における複数の関連事業との工程調整なども円滑に実施した。</p> <p>事業史作成に当たっては、女川町長から「支援という以上に本町行政のパートナーとして一体となって全面的に活動いただいたのがURである」（抜粋）とのコメントを受け、令和2年度受託業務が完了した南三陸町からは機構に対して「当町に対し物心両面にわたり言葉に尽くせぬ多大なご支援を賜りました」（南三陸町感謝状より抜粋）との感謝状をいただく等、各首長から機構への評価と感謝の言葉を頂戴している。</p>	<p>わい再生や土地利用促進に向けたソフト支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、全ての災害公営住宅（86地区、5,932戸）の引き渡しを完了させた。</li> </ul> <p>また、令和2年度受託業務が完了した自治体（宮城県南三陸町）からの感謝状、全建賞（山田町山田・織笠地区におけるUR都市機構への包括的な委託による早期復興の実現）、2020年グッドデザイン賞（御社地公園）等、外部から機構の取組が高く評価されている。さらに、宮城県からの追加支援要請を受け、令和2年度に復興事業間調整に係る技術支援を進めたところ、各事業行程の「見える化」により事業が円滑に進捗し始めたことが評価され、令和3年度も継続した支援を要請された。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和2年度における所期の目標を達成していること、機構が、東日本大震災という未曾有の災害からの復興という重要かつ難易度の高い業務を遅延することなく計画的に推進しつつ、被災地の早期の復興とまちへの人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに合わせて様々な新たな支援に取り組みなど優れた実施状況にあること、地方自治体への支援に関する取組が評価され、継続支援要請に繋がった効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県での復興では、まちづくりが極めて重要であり、産業づくりや地域交通にまで機構が積極的にかわり、地域民間事業者のリスク軽減と支援を行っていることは極めて高く評価できる。各地で人口減少が進む中、地域の課題を総合的に解決しようとする取り組みは、今後多くの自治体の参考になると期待している。</li> <li>・被災地の早期復興は最大の使命であり、令和2年度も完成時期の遵守、品質確保、現場の安全管理等着実に事業を執行した。</li> <li>・震災からの復興においてURの果たした役割は大きく、高く評価できる。また、情報発信の試みとして「東日本大震災復興支援事業記録集」を発刊されたことも高く評価したいが、記録集</li> </ul>
--	---	---	--	---	--	---

				<p>一部改築による整備を進め、令和3年2月に開業を迎え、商業施設は令和2年5月に着工、令和3年2月に竣工し同年4月に開業。さらに交流・宿泊・温浴施設については、令和2年10月に着工しており、このように町の掲げる「帰町を選択できる環境づくり」に向けた各施設の整備が着実に進んでいる。</p> <p>さらに、平成30年度から計画策定支援を行う特定復興再生拠点区域内における新たな拠点整備事業である JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業について、事業化に向けた支援を着実に進めた結果、令和2年6月に都市計画決定、同年7月に事業認可を受け、8月に町から事業受託した。受託後は、用地建物補償に係る調査算定支援、実施設計や関係機関との協議等を推進した。</p> <p>また、令和2年8月より大熊町の重点施策「働く場の確保」のため、大熊西工業団地整備事業の基本設計の発注者支援を行い、事業化に向けた支援を進め、令和3年3月に復興整備計画に位置付けられた。</p> <p>平成31年4月及び令和2年3月に町内の一部区域の避難指示が解除されたが、町の掲げる「帰町を</p>	<p>また、陸前高田市高田地区、今泉地区でも、厳しい工程の中、宅地整備について品質を確保しつつ円滑かつ迅速に整備を行い、地区内の宅地引渡しを完了させるなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施した。</p> <p>なお、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和2年度においては、全建賞（山田町山田・織笠地区におけるUR都市機構への包括的な委託による早期復興の実現）、2020年グッドデザイン賞（御社地公園）といった賞を受賞している。</p> <p>一方、ソフト支援として、気仙沼市鹿折地区や南気仙沼地区における「事業者エントリー制度」では現在までにエントリー登録者130者中48者が成約に至り、これらの施策により、住民の生活利便性向上に寄与する商業施設等の立地が各地区で進み、住まいとまちの復興が目に見える形で進捗している。この気仙沼市での施策は、復興庁が令和元年に作成し、令和2年に改定した「被災市街地における土地活用の促進に係るガイドブック」の中で継続して紹介され続けている等、他市町の土地利活用促進の施策において先進事例として活用されている。</p> <p>あわせて、被災地の土地利活用促進支援についても、宅地販売で得たノウハウを活かし、陸前高田市が開催する土地利活用促進会議に委員として出席し、情報発信方策等に関する提言を行ったほか、中心市街地の魅力を発信するためにデジタルサイネージのコンテンツを市と共同で作成し、新聞記事（令和3年2月3日東海新報等）にも取り上げられた。</p> <p>また、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えることを機に情報発信を強化した結果、15を超える取材、雑誌寄稿等の依頼を受けるなどし、各種メディアを通じて震災の記憶の風化防止に寄</p>	<p>としてはやや簡便にまとめられすぎており、学術的な観点からも含めて後々の検証に耐えうるようなもう少し本格的な記録集をぜひ作成してもらいたい。</p> <p>・機構はA評定の理由として、やむをえない事情のあったものを除き、【重・難】課題でありながら、「東日本大震災からの復興の基本方針」で定める復興期間内に委託された全ての事業に係る引渡しが完了したことをあげているが、違和感はない。震災から10年、様々な形で復興支援を行ってきたことは、評価に値する。情報発信も含め、復興事業で培ったノウハウを今後の災害復旧・復興に活かしていただきたい。</p>
--	--	--	--	--	---	---

<p>選択できる環境づくり」を実現していくため、ソフト面の支援の一つとして大熊町の地域再生支援を進めた。町の福祉施策である「福祉の里構想」については、町外に避難する町民の生活スタイルにあった働き方の提供に向けて、企業へのヒアリングや就業希望アンケート等の就労支援スキームの検討を実施し、町によるマッチング事業がスタートした。また、町民の移動手段に関する新たな交通システム導入に向けて、担い手の掘り起こしや具現化シナリオの検討を行い、令和2年12月から共助型移動支援サービスの実証実験を実施した。</p>	<p>与した。加えて、国土交通省が設置した「東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会」のとりまとめ資料において、市街地復興事業が10年間で概成に至ったことについて、機構含む関係者の成果として評価を受けた。</p> <p>③ 災害公営住宅整備 災害公営住宅整備事業については、全ての災害公営住宅(86地区5,932戸)の引渡しを完了させ、居住予定者のコミュニティ形成にも力を注いだ。</p> <p>④ CM方式の活用等 CM方式の活用により、標準工期に比べて平均約40%の工期短縮が図られているという試算結果のとおり、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。その結果、令和2年度にすべての宅地引渡しが完了し、被災地の早期再建に大きく寄与した。このCM方式の水平展開に向けて、具体のプロジェクトが始まるとともに、学会等との連携により情報発信や更なる水平展開に向けた効果分析等を行っていくなど、目に見える形での水平展開が始まっている。</p> <p>こうした活動を通じて、機構のプレゼンス向上や事業組成に向けた契機づくり、CM方式等効率的な事業執行システムの検討支援、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で規定される多様な入札契約方式の浸透などに貢献している。</p> <p>このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和2年3月に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、令和2年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、各事業の工程を「見える化」することによって、隘路となっていた課題が解決に</p>
<p>【双葉町】 平成29年度に町から受託した中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、用地取得に合意を得られない方々の土地及び福島沖地震に伴い補修が必要となった宅地を除いて、工事を着実に進め、令和2年度中に11ha(累計34ha)について町への引渡しを完了した。地区内の企業等の立地については累計16件、20社、17ha(特定業務施設全体の49%)の立地が決定し、うち5件については操業を開始するなど、事業が着実に進捗している。</p>	

				<p>また、ソフト面の支援として、平成30年度より町から委託を受け発注者支援を行っている産業交流センターについては、令和2年6月に竣工し、同年10月に開業した。</p> <p>帰還困難区域内の一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業である双葉駅西側地区は、先行する第一地区について平成30年度に町から受託して工事を進めているが、第二地区についても事業化に向けた支援を進め、令和2年11月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業が認可された。また、ソフト面の支援として、特定復興再生拠点区域内の既成市街地内にある既存建築物について、利活用に向けた計画づくりや関係者との協議を支援した。</p> <p>加えて、担い手を見据えた土地利用の検討のため、町と連携して、双葉駅周辺などを対象とした花植え活動や、双葉駅東口の既存建築物での活動拠点形成に向けた事業スキーム検討を行った。</p> <p><b>【浪江町】</b></p> <p>平成29年度に町から受託した棚塩地区産業団地整備事業については、令和2年2月までに全ての土地の町への引渡し完了し、さらに登記手続き等を行い、令和2年9月に事業受託</p>	<p>向かい、事業が円滑に進捗し始めたことから、令和3年度も継続した支援を要請された。</p> <p>機構の東日本大震災における復興支援等での経験や実績が評価され、機構が地方公共団体からの委託に基づき防災集団移転促進事業を支援、実施が可能になる関連法の改正が閣議決定されるなど、機構への災害対応に関する信頼が更に高まっている。</p> <p>このように、機構の最優先業務を着実に実施したことを踏まえ、A評価とする。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>を完了した。</p> <p>また、令和元年度から基盤整備事業の発注者支援業務を受託した、南産業団地整備事業については、令和2年2月に工事着手したのち、工事に係る監督や関係事業者間調整等を着実に進め、令和3年3月に浪江町から進出企業へ約6haの宅地が引渡された。</p> <p>さらに、中心市街地における浪江駅周辺の拠点形成に向けた一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業化検討調査を受託し、交流機能、商業機能、居住機能、公共空間のあり方などについて、町・復興庁等と協議を進めて、事業化に向けた計画づくりを支援した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>16自治体から委託を受け、26地区で事業計画等の策定・検討を行った。</p> <p>策定された事業計画等を踏まえ、12自治体から委託を受けて22地区1,314haで事業を実施し、令和2年度中に2地区78haの引渡しを行い、すべての土地の整備、引渡しが完了した。</p> <p>令和2年度においては、気仙沼市南気仙沼地区、南三陸町志津川地区、女川町中心部地区では、工事の最終局面まで関連事業等と</p>	
--	--	--	--	--	--

の調整を行いながら予定どおり工事を完了させ、換地計画や事業計画上の手續といった複雑な行程を並行して効率良く進めることにより、各被災市町の策定した復興計画のスケジュールに沿って着実に事業完了させた。

あわせて、復興事業で整備した中心市街地の魅力の効果的な発信方策については、気仙沼市鹿折地区や南気仙沼地区における「事業者エントリー制度」による商業施設等の立地促進や、陸前高田市が開催する土地活用促進会議に委員として出席し、情報発信方策等に関する提言を行うなど、賑わい再生や土地活用促進に向けたソフト支援も行った。

【整備事例】

令和2年度に事業完了した地区	南気仙沼地区 (宮城県気仙沼市)、志津川地区(宮城県南三陸町)、女川町中心部地区(宮城県女川町)
令和2年度に宅地の引渡し完了した地区	今泉地区(岩手県陸前高田市) 高田地区(岩手県陸前高田市)
令和2	南気仙沼地区

年度に まちび らき等 を行っ た地区 等	竣工式（宮城 県気仙沼市）、 南三陸町震災 復興祈念公園 全体開園式 （宮城県南三 陸町）
--------------------------------------	---

宮城県からの要請により令和2年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始した。また、石巻市において令和2年度内事業完了に向けた実務作業の整理や年度内事業完了が困難な地区の見極めのための資料作成を実施し、市の事業完了に向けた施策を支援した。

また、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えることを機に、機構ホームページにおける特設ページの開設、各震災復興支援本部（岩手、宮城、福島）におけるメディア向け説明会の開催等により情報発信を強化するとともに、「東日本震災復興支援事業記録集」の発刊、各種フォーラム等における国や自治体向けの講演等の実施により、復興支援を通じて機構が培ったノウハウの普及展開に努めた。

③ 災害公営住宅整備

岩手県から建設要請を受け、令和2年1月に建設工事に着手した災害公営

				<p>住宅（1地区、99戸）について、住宅だけでなく、コミュニティ形成支援のための施設の整備も行い、令和3年1月に引渡しを行った。これにより、全ての災害公営住宅（86地区5,932戸）の引渡しが完了した。</p> <p>また、入居前に住民間の交流を促すための表札作り等のワークショップを開催するなど、居住予定者のコミュニティ形成にも力を注いだ。</p> <p>④ CM方式の活用等</p> <p>平成24年度に復興市街地整備事業において導入開始したCM方式については、令和2年度においては全地区で宅地整備が完了した。</p> <p>また、市町・機構・CMR（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりが必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。</p> <p>また、CM方式に関する他機関からの問合せが多数寄せられており、土木学</p>	
--	--	--	--	--	--

				会での事例紹介や機構ホームページでの効果分析報告書公表等を行い、詳細説明や意見交換を行っている。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。						

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b>            効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。</p>	<p><b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b>  <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b>            政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p><b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b>            経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。</p>	<p><b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b>  <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b>            政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGs や ESG といった視点を踏まえた確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p><b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b>            経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;            -</p> <p>&lt;その他の指標&gt;            -</p> <p>&lt;評価の視点&gt;            ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;            中期計画及び年度計画における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、現下の社会情勢を踏まえ、防災の主流化やコロナ禍を契機としたデジタル化の加速化への対応など、新たな政策課題及び経営課題に対応できる体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、震災復興支援業務の収束に伴う戻り分を、都市再生に係る新規事業組成の推進、UR賃貸住宅のストック量の適正化に向けた団地再生の推進のほか、デジタル化の推進等の重点業務へ適切に配置する等した。</p> <p>管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。            また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-1-(1)(2)、2            評定：B</p> <p>組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行った。結果として、震災復興支援業務の収束に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、都市再生に係る新規事業組成の推進、UR賃貸住宅のストック量の適正化に向けた団地再生の推進のほか、デジタル化の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。</p> <p>管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;            機構は、①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施した。</p> <p>①効率的な運営が行われる組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・事業や組織の点検を行い、体制を縮小する部門と重点的に配置する部門のメリハリをつけた。</li> <li>・部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。</li> </ul> <p>②業務の電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムの見直し・改善等の IT 基盤の整備、Web 会議システムに係る環境整備、電子決裁システムの導入により、業務の効率性、生産性を向上させた。</li> <li>・テレワークや時差出勤時の実現に必要なシステム整備を行い、コロナ禍にも対応したワーク・ライフ・バランスを推進した。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;            該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;            評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。            外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着実に成果をあげている。テレワーク導入でどのように生産性をあげ、ワーク・ライフ・バランスを進めるか、引き続き制度の整備をお願いする。</li> <li>・震災復興支援の進捗に応じた組織点検、新規組織の組成推進、デジタル化対応組織編制等の機動的な対応を図るべく人的資源の再配分を行った。</li> <li>・DXについては、単なるデジタル化ではなく、手続きの効率化につながるような形で進められたい。</li> </ul>

<p><b>2. 業務の電子化</b></p> <p>政策実施機能の最大化に資する IT 基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。</p>	<p><b>2 業務の電子化</b></p> <p>情報セキュリティ対策の強化や IT 技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要な IT 基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>	<p><b>2 業務の電子化</b></p> <p>情報セキュリティ対策の強化や IT 技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要な IT 基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>		<p>業務の電子化については、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹系の業務システムをホストコンピュータからサーバに移行し、分譲管理・宅地管理システム、共益費管理・水道管理システムを稼働させた(令和3年1月)。</li> <li>・高齢者や障がい者を含め、誰もが当機構のホームページを支障なく利用できるようにすることに関する方針(ウェブアクセシビリティ方針)を公表した。方針に定める目標を達成するために、ホームページの対応状況の検査、問題点の洗い出し、改善をするとともにウェブアクセシビリティガイドラインを作成し、職員研修の実施などの運用体制を構築した(令和3年3月)。</li> <li>・テレビ会議システムを追加で導入した。(令和2年12月末時点で対前年度比9拠点増、計32拠点)。</li> <li>・電子決裁システムを導入した(令和2年9月稼働)。</li> </ul> <p>業務の電子化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大下の施策として、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のワーク・ライフ・バランス推進、テレワーク等の勤務形態の実現に資するシステム(令和2年4月～11月)、Web会議システム(令和2年5月)、Web会議システム利用のためのWi-Fi環境(令和2年9月)を導入した。</li> </ul>	<p>基幹系の業務システムをホストコンピュータからサーバに移行し、システム拡張における柔軟性を向上させることにより、業務システムのあり方の見直し・改善を適切に実施した。</p> <p>また、当機構ホームページについて、従来以上に誰もが支障なく利用できるホームページに改善し、顧客ニーズの多様化へ対応したホームページとするため、利便性向上に努めると共に、ウェブアクセシビリティ方針を公表し、社会に対し、機構の対応指針を示した。</p> <p>さらに、業務の効率化・生産性の向上、意思決定手続の迅速化を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大下においても業務を継続するため、職員のワーク・ライフ・バランス推進、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムを必要の都度適切に導入した。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削除 (計画値)	3%以上	—	—	—	—	—	3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削除 (実績値)	—		3.87%	0.09%	—	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>3. 適切な事業リスクの管理等</b></p> <p><b>(1) 事業リスクの管理</b>            機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。</p>	<p><b>3 適切な事業リスクの管理等</b></p> <p><b>(1) 事業リスクの管理</b>            地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う</p>	<p><b>3 適切な事業リスクの管理等</b></p> <p><b>(1) 事業リスクの管理</b>            地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;            -</p> <p>&lt;その他の指標&gt;            -</p> <p>&lt;評価の視点&gt;            ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。            ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 新規事業着手段階の14地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。</p> <p>② 事業実施段階のすべての地区（令和2年4月1日時点：178地区）について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、30地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価6件、再評価6件、事後評価2件を実施した。</p> <p>再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-3-(1)(2)、II-4            評定：B</p> <p>新規事業着手段階の14地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。</p> <p>また、事業実施段階の178地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、30地区で見直しを実施した。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価6件、再評価6件、事後評価2件を実施した。</p> <p>うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;            機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一般管理費・事業費の効率化に当たって、以下の取組を実施した。</p> <p>①適切な事業リスクの管理等            ・事業リスクの抽出・分析を行い、リスク軽減・分担方策を検討した上で事業着手の可否についての判断を行うとともに、事業実施地区においても、進捗状況等を踏まえた適切な執行管理を行った。</p> <p>②一般管理費・事業費の効率化            ・事業費については、政策的意義が高い事業等に重点的に配分した。            ・入札契約方式の見直しや、調達方法の最適化、工事発注の大括り化によるコストや事務手続きの軽減等により調達・コスト構造の改善に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;            該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;            評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。            外部有識者からの主な意見は以下のとおり。            ・事業リスクの管理、事業評価ともに重要であり、継続的に取り組まれない。</p>
<p><b>(2) 事業評価の実施</b>            事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。</p>	<p><b>(2) 事業評価の実施</b>            個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効</p>	<p><b>(2) 事業評価の実施</b>            個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効</p>				

	果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				
<p><b>4. 一般管理費、事業費の効率化</b></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分</p>	<p><b>4 一般管理費、事業費の効率化</b></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、</p>	<p><b>4 一般管理費、事業費の効率化</b></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努める。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。</p>	<p>・一般管理費については、消費増税による令和元年度以降の経費等の増を吸収した上で平成30年度同水準とした。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、調達・コスト最適化を目指し、コスト構造の改善をより一層推進するため、下記の施策を実施し、令和2年度891億円分の工事調達を行った。</p> <p>① 調達環境分析・入札契約方式見直し等</p> <p>市場や調達環境の調査・分析により適正コストを把握するとともに、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプによる工事発注の試行を行うなど、調達・コスト環境の整備を推進した。</p> <p>② 調達方法の最適化</p> <p>入札不調・不落を回避し、適正なコストでの工事等調達を行うため、発注見通し情報の提供や、工事稼働状況の管理による発注平準化、コロナ影響下での事業者の施工状況に配慮したフレックス工期方式の条件拡大措置、余裕期間付き発注者指定工期方式の構築など、事業者が応札しやすい環境の整備、事業者</p>	<p>一般管理費については、消費増税による令和元年度以降の経費等の増を吸収した上で平成30年度同水準とし、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、厳しい調達環境が継続する中、働き方改革を念頭に調達・コストの最適化を推進するため、市場調査や入札契約方式の見直し等による調達・コスト環境の整備、発注見通し情報の提供や発注平準化等の施策展開による調達方法の最適化、意思決定の迅速化や発注事務手続の簡略化による発注効率化等を実施し、調達・コスト構造を着実に改善した。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	

<p>すること。</p>	<p>政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>		<p>間の競争促進に資する施策の適用・拡大を行い、調達方法の最適化を推進した。</p> <p>③ 発注の効率化等</p> <p>調達等ノウハウや課題等を随時内部共有し、調達等業務に当たっての迅速な意思決定、職員の業務効率化を図った。</p> <p>また、工事発注において大括り化を推進し、コスト縮減と併せ、発注件数の削減により事務手続を軽減したとともに、総合評価落札方式の審査簡略化等により機構職員及び応札者双方の事務手続を軽減した。</p>		
--------------	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>5. 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動</p> <p>・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。</p> <p>・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。</p> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和2年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>さらに、働き方改革を推進する観点から「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」を策定し、公表した。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施</p> <p>監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和2年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。また、本計画の策定及び自己評価に当たっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>さらに、働き方改革を推進する観点から「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」を策定し、効率的な発注・契約手続きの実現を図った。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・談合防止研修やeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底により入札談合等関与の防止に努めた。</li> <li>・押印省略や電子契約化等の導入により令和3年度以降の発注・契約業務に係る事務負担軽減や効率化を目指す「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」を策定した。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p>

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減（計画値）	2 兆円	—	812 億円	1,081 億円	—	—	—	—
平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減（実績値）	—	—	1,762 億円	2,822 億円	—	—	—	—
達成率	—	—	217%	261%	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>V 財務内容の改善に関する事項</b>  <b>1. 財務体質の強化</b> 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。	<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 財務体質の強化</b> 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。	<b>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 財務体質の強化</b> 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、令和2年度末有利子負債残高を令和元年度末比で1,081億円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。	<主な定量的な指標> ・令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減 ・年度計画1,081億円を削減  <その他の指標> -  <評価の視点> ・財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、有利子負債残高の削減や戦略的な投資を行っているか。	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> ・年度計画2,822億円を削減  令和2年度においては、不動産市場について、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感がある中、各事業部門の営業努力の結果、家賃収入、敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は1兆416億円と、年度計画の9,450億円に対して966億円増加した。 引き続き、効率的な資金繰りを行うとともに、低金利環境を踏まえた財政融資資金・債券による資金調達を行い、また、I R活動を積極的に実施することで投資家層を拡大し、調達コストの抑制を図った。 これらの結果として、有利子負債は、年度計画（1,081億円）を上回る2,822億円（達成率261%）を削減した。当年度末の有利子負債残高は10兆2,675億円となり、平成25年度末からは約2.1兆円を削減、機構設立時からは約6.0兆円を削減した。 また、有利子負債の削減を前提としつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。 その結果、都市再生事業において、令和2年度に新規の投資計画を決定した地区は、「名駅三丁目東地区」（愛知県名古屋）など8地区と	<評定と根拠> III-1、2、3、4 評定：A 有利子負債については、各事業部門における営業努力による業務収入等の増、効率的な資金繰り及び資金調達やI R活動による金利負担の低減等により、年度計画（1,081億円）を上回る2,822億円（達成率261%）の削減を達成した。 当年度末の有利子負債残高は10兆2,675億円となり、平成25年度末からは約2.1兆円を削減、機構設立時からは約6.0兆円を削減した。 なお、純利益についても年度計414億円を上回る495億円を確保した。 また、ソーシャル・ファイナンスの第三者評価を取得したほか、40年債においては最小のスプレッド（国債利回りとの差。発行時点）を達成し、調達コストの抑制を図った。 以上のことから、令和2年度における所期の目標を達成しており、経営の最重要課題として位置付けられている財務内容の改善が大きく前進することとなったことを踏まえ、A評定とする。	評定：A  <評定に至った理由> 年度計画で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・有利子負債残高の削減（平成25年度末比）について、各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの確保、効率的な資金繰りやソーシャル・ファイナンスによる資金調達等により、年度計画の目標「1,081億円」に対し、実績値「2,822億円（達成率261%）」であった。  機構は、財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の取組を実施し、年度計画414億円を上回る495億円の純利益を確保した。 ・都市再生事業において新規の投資計画を8地区で取り組むとともに、賃貸住宅事業において3,621戸のストック削減や建替住宅1,290戸、リノベーション住宅10,933戸の供給を行う等の戦略的な投資を行った。  これらを踏まえ、機構の活動により、令和2年度における所期の目標を上回っていること、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし  <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・目標を大きく上回る優れた成果をあげていると評価できる。機構に期待される社会課題解決に関して、資金調達の面からも積極的な活動を行い、ソーシャル・ファイナンスの第三者評価を取得していることは、他の企業の先駆けともなる取り組みである。 ・低金利情勢のメリットを生かし有利子負債の削減2,822
	<b>2 予算</b> 別表1のとおり。	<b>2 予算</b> 別表1のとおり。				
	<b>3 収支計画</b> 別表2のとおり。	<b>3 収支計画</b> 別表2のとおり。				
	<b>4 資金計画</b> 別表3のとおり。	<b>4 資金計画</b> 別表3のとおり。				

				<p>なっている。賃貸住宅事業においては、令和2年度中に3,621戸のストックを削減するとともに、建替住宅1,290戸、リノベーション住宅10,933戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。</p> <p>なお、純利益についても年度計画414億円を上回る495億円を確保した。</p> <p>このほか、新たに社会的課題の解決に資する事業のための資金調達としてソーシャル・ファイナンスの第三者評価を取得し、ソーシャル・ボンドへの投資表明を56件、ソーシャル・ローンへの融資表明を19件獲得し、ファイナンスを通じた機構事業への賛同を得ることができた。</p>		<p>億円を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャル・ボンドといった試みはESG投資の観点からも評価できる。</li> <li>・令和2年4月以降は、コロナ禍により経済活動が様々に影響を受けた中であっても、有利子負債の削減は、年度計画1,081億円削減目標に対し、2,822億円の削減を達成したとのことであり、昨年に引き続き200%を大幅に超える達成率となり、素晴らしい数値と成果である。ただ、第3期の5年間に比べると、第4期のここ2年程は、やや削減のペースが従前より低くなっているため、令和3年度は、昨年と同レベルないしはそれ以上のテンポで削減が進むよう、さらなる業務運営上の努力を続けられ、有利子負債解消の実現に少しでも近づくことを期待したい。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,745	22,642	△103	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	618,956	440,256	△178,700	
業務収入	857,671	944,592	86,921	
受託収入	58,002	44,706	△13,296	
業務外収入	6,614	8,509	1,895	
計	1,563,988	1,460,705	△103,284	
支 出				
業務経費	633,862	566,074	△67,788	
受託経費	54,689	41,183	△13,506	
借入金等償還	728,863	724,362	△4,500	
支払利息	95,705	85,000	△10,705	
一般管理費	45,558	47,398	1,840	
人件費	35,482	37,667	2,185	
その他一般管理費	10,076	9,731	△345	
業務外支出	3,433	12,285	8,852	
計	1,562,109	1,476,302	△85,806	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,745	22,642	△103	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	577,456	410,256	△167,200	①
業務収入	816,291	882,028	65,737	②
受託収入	58,002	44,706	△13,296	
業務外収入	6,174	8,279	2,105	
計	1,480,668	1,367,910	△112,758	
支 出				
業務経費	621,346	556,787	△64,559	③
受託経費	54,689	41,183	△13,506	
借入金等償還	654,480	649,147	△5,333	
支払利息	92,046	81,493	△10,553	
一般管理費	42,571	45,264	2,693	
人件費	33,154	35,973	2,819	
その他一般管理費	9,417	9,291	△126	
業務外支出	3,096	11,519	8,423	
計	1,468,229	1,385,394	△82,835	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・財政融資資金借入金及び財投機関債発行額の減。  
 ②・・・土地譲渡収入の増。  
 ③・・・用地購入費の減。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	0	0	0	
借入金及び債券収入	41,500	30,000	△11,500	①
業務収入	41,380	62,564	21,184	②
受託収入	0	0	0	
業務外収入	440	230	△210	
計	83,320	92,794	9,474	
支 出				
業務経費	12,516	9,286	△3,229	③
受託経費	0	0	0	
借入金等償還	74,382	75,215	833	
支払利息	3,659	3,507	△152	
一般管理費	2,986	2,134	△853	
人件費	2,328	1,694	△634	
その他一般管理費	659	440	△219	
業務外支出	337	766	430	
計	93,880	90,909	△2,971	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・公募債発行額の減。  
 ②・・・土地譲渡収入の増。  
 ③・・・不用による減。

別表2 (収支計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	859,945	882,364	22,419	
経常経費	727,272	690,096	△ 37,176	
業務費	651,348	623,791	△ 27,557	
受託費	58,002	43,984	△ 14,018	
一般管理費	17,923	22,321	4,398	
財務費用	95,415	83,433	△ 11,981	
たな卸資産評価損	—	6,917	6,917	
臨時損失	37,259	101,919	64,660	
収益の部	901,380	931,921	30,541	
経常収益	896,681	913,196	16,515	
業務収入	819,790	848,405	28,615	
受託収入	58,002	44,926	△ 13,076	
補助金等収益	18,775	19,341	566	
雑益	114	525	411	
財務収益	4,548	5,256	708	
臨時収益	151	13,469	13,318	
純利益	41,435	49,557	8,122	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	41,435	49,557	8,122	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	827,678	833,041	5,363	
経常経費	698,898	646,079	△ 52,819	
業務費	623,931	592,153	△ 31,778	①
受託費	58,002	43,984	△ 14,018	
一般管理費	16,965	21,658	4,694	
財務費用	91,522	91,613	91	
たな卸資産評価損	—	6,913	6,913	
臨時損失	37,259	88,436	51,178	②
収益の部	864,570	878,419	13,849	
経常収益	862,189	862,501	312	
業務収入	785,315	797,728	12,413	
受託収入	58,002	44,926	△ 13,076	
補助金等収益	18,775	19,341	566	
雑益	97	507	410	
財務収益	2,356	2,929	573	
臨時収益	25	12,989	12,964	③
純利益	36,892	45,378	8,486	
目的積立金取崩額	—	—	—	
宅地造成等経過勘定へ繰入	—	—	—	
総利益	36,892	45,378	8,486	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	32,267	49,323	17,056	
経常経費	28,374	32,301	3,926	
業務費	27,417	31,638	4,222	①
受託費	0	0	0	
一般管理費	958	662	△ 295	
財務費用	3,893	3,537	△ 356	
たな卸資産評価損	—	4	4	
臨時損失	0	13,483	13,483	②
収益の部	36,810	53,502	16,692	
経常収益	34,492	50,695	16,203	
業務収入	34,475	50,676	16,202	③
受託収入	0	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	17	18	1	
財務収益	2,192	2,327	135	
臨時収益	126	480	354	
純利益又は純損失 (△)	4,543	4,179	△ 364	
目的積立金取崩額	—	—	—	
都市再生勘定より受入	—	—	—	
総利益又は総損失 (△)	4,543	4,179	△ 364	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

勘定間繰入を含んでいない。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・管理業務費の減。
- ②・・・固定資産の減損損失による増。
- ③・・・固定資産売却益の増。

- ①・・・土地譲渡原価の増。
- ②・・・固定資産の減損損失による増。
- ③・・・土地譲渡収入の増。

別表3 (資金計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	143,527	113,248	△30,279	
管理費支出	436,548	420,148	△16,400	
受託業務費支出	54,689	45,726	△8,964	
その他支出	98,688	97,203	△1,485	
投資活動による支出				
建設費支出	81,622	62,432	△19,189	
その他支出	16,180	21,510	5,331	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	618,863	614,362	△4,500	
債券の償還による支出	110,000	110,000	0	
その他支出	1,993	3,897	1,904	
次年度への繰越金	53,718	75,735	22,017	
資金収入				
業務活動による収入	927,593	980,941	53,347	
投資活動による収入	17,439	60,738	43,299	
財務活動による収入	618,956	440,256	△178,700	
前年度(前期)よりの繰越金	51,838	82,327	30,489	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	138,177	111,933	△26,244	①
管理費支出	426,845	412,466	△14,379	
受託業務費支出	54,689	45,726	△8,964	
その他支出	94,692	93,625	△1,067	
投資活動による支出				
建設費支出	81,622	62,432	△19,189	①
その他支出	15,730	18,758	3,027	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	617,780	612,447	△5,333	
債券の償還による支出	36,700	36,700	0	
その他支出	1,993	3,897	1,904	
次年度への繰越金	51,728	46,580	△5,148	
資金収入				
業務活動による収入	886,096	919,457	33,360	
投資活動による収入	17,116	60,286	43,171	②
財務活動による収入	577,456	410,256	△167,200	③
前年度(前期)よりの繰越金	39,289	54,565	15,276	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	5,350	1,315	△4,035	①
管理費支出	9,703	7,681	△2,021	
受託業務費支出	0	0	0	
その他支出	3,996	4,269	274	
投資活動による支出				
建設費支出	0	0	0	
その他支出	450	2,753	2,303	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	1,082	1,915	833	
債券の償還による支出	73,300	73,300	0	
次年度への繰越金	1,990	29,155	27,166	
資金収入				
業務活動による収入	41,497	62,175	20,678	②
投資活動による収入	323	451	128	
財務活動による収入	41,500	30,000	△11,500	③
前年度(前期)よりの繰越金	12,549	27,762	15,213	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・翌事業年度への繰越しによる減。

②・・・固定資産売却収入の増。

③・・・財政融資資金借入金の減

①・・・不用による減。

②・・・土地譲渡収入の増。

③・・・公募債発行額の減。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	IV 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<b>IV 短期借入金の限度額</b> 短期借入金の限度額：3,800 億円 想定される理由：予見しがた い事由による一時的な資金の 不足に対応する。	<b>IV 短期借入金の限度額</b> 短期借入金の限度額：3,800 億円 想定される理由：予見しがた い事由による一時的な資金の不 足に対応する。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 本年度における短期借入金の 実績は無い。	<評定と根拠> 評定：—	評定：— <評定に至った理由> —

4. その他参考情報	
無し	

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	<主な定量的な指標> —  <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 評価：—	評価：—  <評価に至った理由> —

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<b>VI 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<b>VI 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	評定：—  <評定に至った理由> —	

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。  2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。  3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。  2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。  3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの	<主な定量的な指標> —  <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。          令和元年6月30日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、令和2年度は取り崩しの実績なし。	<評定と根拠> 評定：—          <評定に至った理由> —	評定：—          <評定に至った理由> —

	動リスクへの対応に充てるものとする。	対応に充てるものとする。				
--	--------------------	--------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項	4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

<p><b>VI その他業務運営に関する重要な事項</b></p> <p><b>1. 内部統制の適切な運用</b></p> <p>コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。</p>	<p><b>4 内部統制の適切な運用</b></p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p><b>4 内部統制の適切な運用</b></p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。</li> <li>・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等に基づき、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。</li> <li>・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。</li> <li>・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価を行うとともに、リスク管理の実効性向上に向けて、真に経営層による対応が求められるリスクを明確化するため、リスク一覧表の各項目をリスクマップにプロットし、視覚化を図るなどの見直しを実施した。</li> <li>・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上、普及啓発等を実施した。</li> <li>・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。</li> <li>・イントラネットを活用した研修を継続して実施した。</li> <li>・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施するとともに、コロナ禍の中で、職員が受講しやすいように実施方法を録画方式によるものに適宜見直した。</li> <li>・公益通報者保護法の改正を</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)</p> <p>評定：B</p> <p>業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通して実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。</p> <p>コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施するとともに、コロナ禍の中で、職員が受講しやすいように実施方法を録画方式によるものに適宜見直し、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構及び機構の役職員についての法令違反等に関する役職員等からの通報及び相談を適切に扱うため、今までの規定を充実させ、規程を新たに制定し、内部通報制度についての理事長メッセージを発信した。また通報に関する秘密の保持や通報者の個人情報保護についても徹底すること等で通報しやすい環境を整備し、ステークホルダーからの信頼の確保等のため内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録申請した。</li> </ul>	<p>評定：B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施した。</p> <p>①内部統制の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・録画やイントラネットを活用したコンプライアンス研修の実施等により職員の意識向上、啓発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努めた。</li> <li>・機構役職員についての法令違反等に関する通報及び相談を適切に扱うため、規程の充実や理事長メッセージの発信を行った。</li> </ul> <p>②業務運営の透明性の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務情報や業務の実施状況をホームページに掲載したほか、本社及び本部等で一般の閲覧に供し、国民が利用しやすい形で情報が手に入る環境を用意した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する機構の対応状況や新しい生活様式に関する情報発信を適宜ホームページに掲載した。</li> <li>・テレワークの推進により新たに発現した情報セキュリティ上のリスクに対応するため、マニュアル整備を行い、周知するとともに、役職員の情報セキュリティリテラシー維持・向上に向けた研修や訓練、自己点検等を実施した。</li> </ul> <p>③人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業における必要性を踏まえ人員配置を行った。</li> <li>・中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるために、外部研修期間が提供している公開型研修プログラムの活用や、国、地方公共団体、その他独立行政法人等外部組織への出向・派遣を行った。</li> <li>・女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採用拡大に努めた結果、令和2年度末時点における女性管理職が53名と、昨年度よりも9名増加したことに加え、新規採用職員に占める女性職員割合も4割を超えた。</li> <li>・障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に努め、法定雇用率を上回る2.99%の雇用率となった。</li> <li>・働き方改革の一環として、働く時間と場所の柔軟化に向け、テレワーク勤務の要件緩和や手続きのシステム化、始業時刻変更の選択肢拡大に努めた。</li> </ul>
---	---	---	---	--	---	--

				踏まえ、役職員等からの通報及び相談を適切に取り扱うため、内部通報制度を見直し、規程を新たに制定し、内部通報制度についての理事長メッセージを発信した。また通報に関する秘密の保持や通報者の個人情報保護についても徹底すること等で通報しやすい環境を整備し、ステークホルダーからの信頼の確保等のため内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録申請した。		これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし  <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。
<b>2. 業務運営の透明性の確保等</b> 業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。 また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシ	<b>5 業務運営の透明性の確保等</b> <b>（1）業務運営の透明性の確保</b> 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。	<b>5 業務運営の透明性の確保等</b> <b>（1）業務運営の透明性の確保</b> 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。		<b>5 業務運営の透明性の確保等</b> 財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ・ホームページコンテンツの適切な管理・更新に加え、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を継続した。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、機構の対策状況、新しい生活様式実現のための情報などを発信した。 ・トップページ冒頭の企業紹介動画の掲載や画像でニュース等を可視化するなど、機構の事業や方針を分かり	財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、機構の対策状況の公表、新しい生活様式実現のためのサービス等の提案及びトップページの冒頭部の改修など国民がタイムリーかつ利用しやすい形で情報提供に努めた。	

<p>一の維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>やすい形で情報提供できるように改修した。</p> <p>テレワーク等の推進により、新たに発現した情報セキュリティ上のリスクへの対応として、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、マニュアルの整備を行い、周知徹底を図った。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会に加入（令和 2 年 6 月）して国、関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。技術的対策としては USB デバイス制御を実施して、業務パソコンに接続することができる外部的電子媒体の制限を予定している（令和 3 年 3 月）。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ自己点検等を実施した。</p>	<p>サイバーセキュリティ協議会への加入により国、関係機関と脅威情報の共有を進めつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関の脆弱性検査やペネトレーションテストを実施することによる適切なセキュリティ対策を継続して推進するとともに、セキュリティ向上のための技術的対策を実施した。また、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検等を適切に実施した。</p>	
	<p><b>(3) 個人情報の保護</b></p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度</p>	<p><b>(3) 個人情報の保護</b></p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した職員向けの研修を実施する等、適切な管理の徹底を図った。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>	

	実施し、適切な管理の徹底を図る。	適切な管理の徹底を図る。				
<p><b>3. 人事に関する計画</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関す</p>	<p><b>6 人事に関する計画</b></p> <p><b>(1) 方針</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p><b>(2) 人材育成</b></p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する</p>	<p><b>6 人事に関する計画</b></p> <p><b>(1) 方針</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p><b>(2) 人材育成</b></p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。</li> <li>・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。</li> <li>・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。</li> <li>・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</li> </ul>	<p>人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和2年度において、196件、延べ8,227人に研修を実施した。これらの研修の約8割は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、オンライン形式や録画配信形式等を交えて実施した。</p> <p>管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、前年度に引き続き管理職マネジメント研修を実施するほか、テレワーク時のマネジメントについて学ぶ研修を新たに実施した。また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座（数時間～1日）を受講できる仕組みを引き続き活用するとともに、新たに管理職層向けの自己啓発メニュー等を導入した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍にあってもオンライン化を積極的に進めること等により職員の感染予防に留意しつつ、管理職層のマネジメント力強化の研修等必要な研修を実施した。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p>	

<p>る基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p><b>(3) 人件費管理の適正化</b></p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p><b>(4) ダイバーシティの推進</b></p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p><b>(3) 人件費管理の適正化</b></p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p><b>(4) ダイバーシティの推進</b></p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境の整備及びテレワーク等新たに実施した制度の定着</p>		<p>承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。</p> <p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用するとともに、上位評価者の加算月数を見直すことにより、個人の勤務成績の反映強化を行った。</p> <p>女性の活躍推進については、平成 31 年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)における目標(女性の管理職等の人数(平成 30 年度末 39 人)を期間内に倍増させる)達成に向け、令和 2 年度末時点で女性管理職等の人数を 53 名とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、テレワーク勤務(在宅勤務等)の要件緩和や手続きのシステム化、始業時刻変更の選択肢拡大を行った。</p>	<p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和 2 年度末時点で女性管理職等の人数を更に増加させるとともに、新規採用職員に占める女性職員割合の目標(40%)を達成した。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.99%(令和 2 年 6 月 1 日時点)の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

		を図る。		障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。		
--	--	------	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項	7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>4. 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	<b>7 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<b>7 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用	<主要な業務実績> 地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ、令和元年8月に策定・公表した市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」に基づき、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評価と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評価：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	評価：B <評価に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用、②環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元にあたって、以下の取組を実施した。 ①保有資産の適切な管理・運用 ・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行った。 ②環境及び都市景観への配慮 ・UR 賃貸住宅共用部の照明器具を省エネ性能の高いものに改修する等して、平成25年を基準として二酸化炭素排出量を24,800トン削減した。 ・建設副産物のリサイクルや環境物品の的確な調達を行った。
<b>5. 環境及び都市景観への</b>	<b>8 環境及び都市景観への</b>	<b>8 環境及び都市景観への</b>				

<p><b>配慮</b></p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p><b>の配慮</b></p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p><b>の配慮</b></p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。</li> <li>・集合住宅ストック</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木の活用を7地区で実施する等、グリーンインフラを活用したまちづくりの推進を図った。</li> <li>・機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を整備敷地の公募条件に加える等して、良好な都市景観の形成に努めた。</li> </ul> <p>③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を72件行い、成果の中から、特許出願を5件、特許登録を1件行い、技術の社会還元を努めた。</li> <li>・AI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を17件実施した。</li> <li>・AI・IoTを活用した住まいづくりに係る研究も継続し、新たに15社(累計63社)の民間企業が研究会に参加した。</li> </ul>
	<p><b>(1) 地球温暖化対策の推進</b></p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p><b>(1) 地球温暖化対策の推進</b></p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>の維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和2年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として24,800トン削減した。</p> <p>なお、2020年度版環境報告書については、持続可能な社会の実現に向けた機構の考え方や活動内容をESG(環境・社会・企業統治)の視点で紹介するとともに、SDGsへの貢献について報告したものを公表した。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として24,800トンの削減を実現した。</p> <p>なお、2020年度版環境報告書については、独自の環境配慮方針や戦略、マテリアリティへの取組事例が詳しく記されている点等が評価され「第24回環境コミュニケーション大賞」(主催：環境省等)「環境配慮促進法特定事業者賞」を受賞した。</p>	<p>これらを踏まえ、令和2年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当なし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境等に配慮して持続可能な社会の形成に貢献しうる資源の最適配分を目指したかが重要である。</li> <li>・環境および都市景観への配慮についてはもう少し積極的にアピールしてもよいのではないか。</li> </ul>
	<p><b>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</b></p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生</p>	<p><b>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</b></p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生</p>		<p>機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階から建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等を検討、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等による建設混合廃棄物の削減等を実施することにより、令和2年度の</p>	<p>建設副産物のリサイクル、環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p> <p>既存樹木の活用を7地区で実施、地下水涵養を図る透水性舗装などを14地区で実施する等グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出についても着実に推進した。</p> <p>良好な都市景観の形成に係る施</p>	

する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2014」に準拠して設定した目標値を達成した。

令和2年度における建設副産物の再資源化率等

対象品目		令和2年度	
		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	99.7%
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	100.0%
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	76.0%
	排出率	1.8%以下	1.30%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	99.5%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	99.8%

注：集計対象は令和2年度に完了した契約金額500万円以上の工事

策として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地等4地区において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を公募条件とした。また、事業地区において都市住宅学会賞等の賞を7件受賞した。

研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、機構事業のフィールドを活用し、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を72件、急速なA I・I o T等技術革新や建設分野におけるB I M・C I M導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を17件実施した。そのうちA I・I o Tを活用したまちや住まいづくりに係る共同研究では、令和元年に民間企業48社と立ち上げた研究会の部会等で検討を推進するとともに、実施状況等の情報発信を行うこと等により、民間企業15社が新たに参加した(令和2年10月時点計63社)。

蓄積した研究成果等の社会還元の場合として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施やイベントへの出展等をとおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果の発表を、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項26編の発表を行った。

研究成果のなかから、特許出願5件、特許登録1件を行うとともに、「リフォーム向けフローリング

**(3) 環境物品等の調達**

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成13年2月2日閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

**(3) 環境物品等の調達**

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、令和2年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月7日閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%(機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く)調達し、また、公共工事では数値目標を設定した15品目について100%目標達成した。

**(4) 都市の自然環境の保全・創出**

環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋

**(4) 都市の自然環境の保全・創出**

環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋

都市の自然環境の保全について、造幣局東京支局跡地の防災公園「としまみどりの防災公園(愛称:イケ・サンパーク)」(東京都豊島区)において、旧造幣局入口のシンボルとして地域に親しまれてきたサクラを保存し、その他の既存樹木を移植す

	<p>上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>ることで、地域の歴史を継承し、居心地の良いオープンスペースを整備するなど既存樹木の利活用を他6地区で実施し、自然環境の創出を図った。そのほか地下水涵養を図る透水性舗装等を草加松原団地他13地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。</p>	<p>床改修工法」はプレスリリースを行い、技術提供を実施した。旧赤羽台団地の保存住棟については、日本建築学会内に設置された「UR集合住宅団地・保存活用小委員会」における保存住棟の活用方策の検討や保存住棟の修繕方針の検証などを実施し、その活動内容を日本建築学会大会等で発表するなど、機構の文化的活動の発信を行った。</p>	
	<p><b>(5) 良好な都市景観の形成</b> にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p><b>(5) 良好な都市景観の形成</b> にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>令和2年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台地区等4地区において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点などが評価され、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞、全建賞等の賞を7件受賞した。</p> <p>また、居心地のよい公共空間の実現に向けては、有識者等と共同研究を行い、プレイスメイキングの実践手法を試行実施し、取りまとめた。</p>	<p>集合住宅歴史館は、コロナ禍を受け令和2年9月末まで臨時休館したが、10月1日より感染症拡大防止対策を講じた上で一般公開を再開した。密接回避の人数制限を設けているため、来館者数は減少したが、339名が来館し、研修や大学等の授業に活用され、各種取材を受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。以上のPRに資する広報活動を積極的に実施するなど対外的な情報発信に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	
<p><b>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p><b>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p><b>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>		<p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等を機構事業のフィールドで行った。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元の場合として日本建築学会での発表やコロナ禍における対応としてWEB配信による「ひと・まち・くらしシンポジウム」等を実施し対外的な情報発信を行った。</p>		
	<p><b>(1) 研究開発の実施</b></p>	<p><b>(1) 研究開発の実施</b></p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住</p>		

	<p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を 72 件実施した。(継続案件含む)</p> <p>急速なA I・I o T等技術革新や建設分野におけるB I M・C I M導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を 17 件実施した。(継続案件含む)</p> <p>このうちA I・I o Tを活用したまちや住まいづくりに係る、INIAD (東洋大学情報連携学部) との共同研究では、「HaaS (Housing as a Service:IoT や AI 等を活用し、生活環境に関連する様々なサービスを提供するコンセプト)」という新たな発想の下、「Open Smart UR (2030 年の近未来を想定し、UR 賃貸住宅における魅力的で安心な暮らしを提案するビジョン)」を提案し、令和元年に発足したUR・INIAD・民間企業が連携する「Open Smart UR 研究会 (以下、研究会という。)」では、参加意欲が高く研究方針と親和性の高い企業とともに、連携可能なサービスや IoT デバイス等について、3つの部会 (サービス連携部会、データ連携部会、制御連携部会) 等で検討を推進するとともに、実施状況等について情報発信を実施した。令和2年10月には研究会に新たに民間企業15社が参加し、令和元年度から参加する48社と合わせ、計63社となった。</p>		
	<p><b>(2) 成果の社会還元</b></p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会</p>	<p><b>(2) 成果の社会還元</b></p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会</p>		<p>蓄積した研究成果等の社会還元の場合として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施や「不動産ソリューションフェア」への出展等とおして、UR賃貸住宅の長寿命化に</p>		

	<p>の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった保存住棟等の活用等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>係る研究開発等の成果を発表した。また、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項 26 編の発表を行った。</p> <p>これらの研究成果のなかから、特許出願 5 件、特許登録 1 件を行った。研究成果の一つである「リフォーム向けフローリング床改修工法」はプレスリリースを行い、フローリングリフォーム工事における施工音の低減、工期短縮、低コスト化、廃材抑制などの環境配慮への対応を実現できる有益な工法として多様な事業者に対する技術提供を実施した。</p> <p>また、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟については、日本建築学会内に設置された「UR 集合住宅団地・保存活用小委員会」において、保存住棟の活用方策の検討や保存住棟の修繕方針の検証などを実施し、その活動内容を日本建築学会大会等で発表するなど、機構の文化的活動の発信を行った。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、コロナ禍を受け令和 2 年 9 月末まで臨時休館したが、10 月 1 日より感染症拡大防止対策を講じた上で一般公開を再開した。密接回避の人数制限を設けているため、来館者数は減少したが、延べ 339 名が来館し、地方公共団体や企業等の研修(15 件)、大学等の授業(9 件)に活用され、各種取材を 7 件受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

無し